



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 条例

- | | | | |
|-----|--|--------------------|----|
| *3 | 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (人事課)..... | 9 |
| *4 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (")..... | 10 |
| *5 | 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 | (")..... | 10 |
| *6 | 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (")..... | 10 |
| *7 | 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例 | (")..... | 11 |
| *8 | 和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (文化国際課)..... | 11 |
| *9 | 和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (情報政策課)..... | 14 |
| *10 | 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (環境管理課)..... | 15 |
| *11 | 和歌山県新しい公共支援基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 | (県民生活課)..... | 15 |
| *12 | 和歌山県青少年問題協議会条例の一部を改正する条例 | (青少年・男女共同参画課)..... | 16 |
| *13 | 和歌山県立青少年の家設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (")..... | 16 |
| *14 | 精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例 | (障害福祉課)..... | 17 |
| *15 | 和歌山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | (医務課)..... | 17 |
| *16 | 公立大学法人和歌山県立医科大学に係る地方独立行政法人法第44条第1項の条例で定める重要な財産を定める条例の一部を改正する条例 | (")..... | 18 |
| *17 | 和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 | (健康推進課)..... | 18 |
| *18 | 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | (薬務課)..... | 19 |
| *19 | 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例 | (")..... | 19 |
| *20 | 和歌山県営工業用水道事業条例の一部を改正する条例 | (公営企業課)..... | 20 |
| *21 | 和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | (")..... | 20 |
| *22 | 和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (労働政策課)..... | 21 |
| *23 | 和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例 | (経営支援課)..... | 22 |
| *24 | 和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (森林整備課)..... | 22 |
| *25 | 和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 | (道路保全課)..... | 23 |
| *26 | 和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (河川課)..... | 30 |
| *27 | 和歌山県河川法施行条例の一部を改正する条例 | (")..... | 30 |
| *28 | 和歌山県河川小型船舶等係留施設設置及び管理条例 | (")..... | 31 |
| *29 | 和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例 | (都市政策課)..... | 32 |
| *30 | 和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (")..... | 36 |
| *31 | 県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (")..... | 37 |
| *32 | 和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (")..... | 38 |
| *33 | 和歌山県漁港管理条例の一部を改正する条例 | (港湾空港課)..... | 40 |
| *34 | 南紀白浜空港条例の一部を改正する条例 | (")..... | 41 |

*35	和歌山県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例	(〃).....	41
*36	和歌山県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例	(〃).....	41
*37	和歌山県海底の土地使用料徴収条例の一部を改正する条例	(〃).....	42
*38	和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例	(教育委員会).....	42
*39	教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	43
*40	市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	43
*41	和歌山県立武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例	(〃).....	43
*42	和歌山県立体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例	(〃).....	43
*43	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウェーブ設置及び管理条例の一部を改正する条例	(〃).....	44
*44	和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例	(〃).....	48
*45	警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部).....	48
*46	和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	(〃).....	48
*47	和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(財政課).....	49

公布された条例のあらまし

◇ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の給料及び期末手当並びに教育長及び常勤の監査委員の給料の額を減ずる期間を延長しました。(第1条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

管理職手当を支給することとされる職員の給料月額を減ずる期間を延長しました。(附則第14項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

3号給以上の給料月額を受ける第1号任期付研究員の給料月額を減ずる期間を延長しました。(附則第2項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

3号給以上の給料月額を受ける特定任期付職員及び管理職手当を支給することとされる特定業務等従事任期付職員の給料月額を減ずる期間を延長しました。(附則第2項及び第3項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員法の一部改正に伴い、高齢者部分休業の承認の申請をすることができる職員の年齢等を定めることとしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌山県民文化会館の利用料金の額の上限を改めるとともに、規定の整備を行うこととしました。(第 15 条及び別表第 2 関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌山県立情報交流センターの利用料金の額の上限を改めるとともに、規定の整備を行うこととしました。(第 15 条及び別表関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

関係市町村が処理することとした知事の権限に属する事務の一部を見直すことに伴い、規定の整備を行うこととしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県新しい公共支援基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県新しい公共支援基金を廃止することとしました。

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、和歌山県青少年問題協議会の委員の任命の基準等を定めるとともに、規定の整備を行うこととしました。(第 2 条～第 5 条及び第 8 条関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県立青少年の家設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌山県立青少年の家の利用料金の額の上限を改めるとともに、規定の整備を行うこととしました。(第 14 条及び別表関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしまし

た。（第 3 条関係）

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公営企業法施行規則の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。（第 3 条～第 7 条関係）

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 公立大学法人和歌山県立医科大学に係る地方独立行政法人法第 44 条第 1 項の条例で定める重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、公立大学法人和歌山県立医科大学が県からの出資等に係る不要財産を処分しようとするときに知事の認可を受けて納付しなければならない重要な財産を定めるとともに、所要の改正を行うこととしました。（題名及び本則関係）

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 条例概要

財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合を改めることとしました。（第 2 条関係）

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

薬事法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。（第 2 条関係）

2 施行期日

平成 26 年 6 月 12 日から施行します。

◇ 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

薬事法の一部改正により、指定薬物の所持等が禁止されたことに伴い、必要な見直しを行うとともに、知事指定薬物の所持等を禁止する措置を講ずるなど所要の改正を行うこととしました。（目次、第 12 条及び第 17 条～第 32 条関係）

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県営工業用水道事業条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌山県営工業用水道事業の水道料金の額を改定するとともに、規定の整備を行うこととしました。（第 9 条、第 12 条及び第 13 条関係）

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公営企業法施行規則の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第 7 条～第 1 1 条関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌山県勤労福祉会館の利用料金の額の上限を改めるとともに、規定の整備を行うこととしました。(第 15 条及び別表関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例

1 条例概要

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の廃止に伴う所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うこととしました。(別表関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌山県植物公園緑花センターの利用料金の額の上限を改めるとともに、所要の改正を行うほか、規定の整備を行うこととしました。(第 15 条及び別表関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額を改定するとともに、所要の改正を行うこととしました。(第 2 条、第 5 条及び別表関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌川河川公園の使用料の額等を改定するとともに、所要の改正を行うほか、規定の整備を行うこととしました。(第 19 条、別表第 2 及び別表第 3 関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県河川法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、流水占用料等の額を改定するとともに、所要の改正を行うこととしました。(別表第 1～別表第 3 関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県河川小型船舶等係留施設設置及び管理条例

1 条例概要

小型船舶等の係留保管の秩序を確立することにより、河川の利用の適正化及び良好な生活環境の保全を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的として、和歌山県河川小型船舶等係留施設を設置することとしました。

2 施行期日

平成 26 年 6 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

1 条例概要

河西緩衝緑地西松江緑地の陸上グラウンドをサッカー場に変更するとともに、消費税法及び地方税法の一部改正に伴う都市公園の使用料の額等の改定を行うほか、所要の改正を行うこととしました。（第 14 条及び別表第 1～別表第 3 関係）

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌山県営相撲競技場の利用料金の額の上限を改めるとともに、所要の改正を行うほか、規定の整備を行うこととしました。（第 13 条及び別表関係）

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、秋葉山公園県民水泳場の利用料金の額の上限を改めることとしました。（別表第 2 関係）

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌山県立橋本体育館の利用料金の額の上限を改めるとともに、規定の整備を行うこととしました。（第 15 条及び別表関係）

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県漁港管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、県管理漁港施設の使用料等の額等を改定するとともに、所要の改正を行うほか、規定の整備を行うこととしました。（第 13 条、第 13 条の 2、第 24 条、別表第 1～別表第 3 関係）

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 南紀白浜空港条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、南紀白浜空港の着陸料等及び土地等の使用料の額を改

定するとともに、所要の改正を行うこととしました。(第 16 条及び第 18 条関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、港湾占用料等の額を改定するとともに、所要の改正を行うこととしました。(別表第 1 及び別表第 2 関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、海岸占用料等の額を改定するとともに、所要の改正を行うほか、規定の整備を行うこととしました。(別表第 1 及び別表第 2 関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県海底の土地使用料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、海底の土地使用料の額を改定するとともに、所要の改正を行うほか、規定の整備を行うこととしました。(別表第 1 及び別表第 2 関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

教育委員会の事務局の職員の定数を改めることとしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

管理職手当を支給することとされる職員の給料月額を減ずる期間を延長しました。(附則第 10 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

管理職手当を支給することとされる職員の給料月額を減ずる期間を延長しました。(附則第 8 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県立武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌山県立武道館の利用料金の額の上限を改めるとともに、規定の整備を行うこととしました。(第 15 条及び別表関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県立体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、和歌山県立体育館の利用料金の額の上限を改めるとともに、所要の改正を行うほか、規定の整備を行うこととしました。(第 15 条及び別表関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウェーブ設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウェーブの利用料金の額の上限を改めるとともに、規定の整備を行うこととしました。(第 15 条及び別表関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村立の小学校及び中学校並びに県立の高等学校及び特別支援学校の児童生徒数及び学級数の変動等に伴い、職員の定数を改めることとしました。(第 2 条及び第 4 条関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

管理職手当を支給することとされる警察官の給料月額を減ずる期間を延長しました。(附則第 8 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

1 条例概要

育児休業から職務に復帰した警察官を 1 年を超えない期間に限り定員の外に置くことができることとするともに、平成 26 年度及び平成 27 年度に限り警察官の定員を増員する特例を定めることとしました。(第 2 条及び付則第 4 項関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

(1) 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料及び手数料の額の改定等を行うこととしました。(別表第 1 第 1 2 項、第 2 2 項～第 2 6 項、第 3 2 項及び第 3 3 項並びに別表第 3 第 3 項、第 6 項、第 9 項、第 1 2 項及び第 2 0 項関係)

(2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防法の施行に関する事務、鳥

- 獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務、児童福祉法の施行に関する事務、職業能力開発促進法の施行に関する事務及び道路交通法の施行に関する事務について所要の改正を行うこととしました。(別表第2第2項、第9項、第11項、第15項及び第34項関係)
- (3) 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い徴収することとする県立高等学校の全日制等の授業料の額を定めることとしました。(別表第1第1項関係)
- (4) 農業大学の寄宿舎使用料の額を定めることとしました。(別表第1第3項関係)
- (5) 県営住宅及び特定公共賃貸住宅敷地駐車場の使用料の額を見直すこととしました。(別表第1第5項関係)
- (6) 河川小型船舶等係留施設の使用料の額を定めることとしました。(別表第1第31項関係)
- (7) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律及び薬事法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(別表第3第4項関係)
- (8) 特定保険業を行っていた一般社団法人等に関する特定保険業の認可の申請期限が満了したことに伴い、当該認可の申請に対する審査に係る手数料を廃止しました。(別表第3第8項関係)
- (9) エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(別表第3第13項関係)
- (10) 公益社団法人等から提出を受けた書類の写しの交付に係る手数料の額を定めることとしました。(別表第3第18項及び第19項関係)

2 施行期日

平成26年4月1日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

- (1) 1の(1)の改正(別表第3第3項第5号に係る改正の一部に限る。)、1の(2)の改正(別表第2第15項第5号に係る改正の一部に限る。)、1の(7)の改正(別表第3第4項第1号コに係る改正に限る。)及び1の(8)の改正 公布の日
- (2) 1の(2)の改正(別表第2第34項第1号に係る改正に限る。)及び1の(6)の改正 平成26年6月1日
- (3) 1の(7)の改正(別表第3第4項第1号カ及び第2号に係る改正に限る。) 平成26年6月12日

条 例

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第3号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例(平成13年和歌山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同条第2項中「平成25年12月」の次に「から平成26年12月までの間」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 6 年 3 月 2 0 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「平成26年 3 月31日」を「平成27年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 6 年 3 月 2 0 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成26年 3 月31日」を「平成27年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 6 年 3 月 2 0 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項及び第 3 項中「平成26年 3 月31日」を「平成27年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 7 号

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の高齢者部分休業に関する条例（平成16年和歌山県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「期間は、5 年」を「年齢は、職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第 3 号）第 3 条本文に規定する年齢（同条各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）から 5 年を減じた年齢」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 法第26条の 3 第 1 項の規定により職員が申請をする場合において、当該申請において示す日は、前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日以降の日でなければならない。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 8 号

和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県民文化会館設置及び管理条例（昭和45年和歌山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項中「き損」を「毀損」に改める。

別表第 2 第 1 項第 1 号の表中「34,650円」を「35,640円」に、「48,510円」を「49,890円」に、「76,330円」を「78,510円」に、「79,800円」を「82,080円」に、「117,910円」を「121,280円」に、「138,700円」を「142,660円」に、「41,680円」を「42,870円」に、「58,380円」を「60,040円」に、「91,660円」を「94,280円」に、「95,760円」を「98,490円」に、「141,540円」を「145,580円」に、「166,420円」を「171,180円」に、「45,150円」を「46,440円」に、「63,310円」を「65,120円」に、「99,220円」を「102,060円」に、「103,740円」を「106,700円」に、「153,510円」を「157,890円」に、「180,390円」を「185,540円」に、「54,180円」を「55,720円」に、「75,910円」を「78,080円」に、「119,070円」を「122,470円」に、「124,530円」を「128,080円」に、「184,270円」を「189,540円」に、「216,400円」を「222,580円」に、「57,010円」を「58,640円」に、「125,470円」を「129,060円」に、「131,140円」を「134,890円」に、「193,830円」を「199,360円」に、「227,850円」を「234,360円」に、「68,350円」を「70,300円」に、「150,360円」を「154,650円」に、「157,390円」を「161,890円」に、「232,470円」を「239,110円」に、「273,520円」を「281,340円」に、「71,400円」を「73,440円」に、「99,750円」を「102,600円」に、「156,970円」を「161,460円」に、「164,010円」を「168,690円」に、「242,440円」を「249,370円」に、「285,390円」を「293,540円」に、「85,470円」を「87,910円」に、「119,910円」を「123,330円」に、「188,370円」を「193,

750円)に、「196,980円)を「202,600円)に、「291,060円)を「299,370円)に、「342,510円)を「352,290円)に、「77,280円)を「79,480円)に、「108,250円)を「111,340円)に、「169,990円)を「174,850円)に、「177,760円)を「182,840円)に、「262,810円)を「270,320円)に、「309,220円)を「318,060円)に、「92,610円)を「95,250円)に、「129,990円)を「133,700円)に、「204,220円)を「210,060円)に、「213,460円)を「219,560円)に、「315,420円)を「324,430円)に、「370,960円)を「381,560円)に、「83,790円)を「86,180円)に、「117,070円)を「120,420円)に、「192,670円)を「198,180円)に、「284,550円)を「292,680円)に、「334,950円)を「344,520円)に、「100,380円)を「103,240円)に、「140,800円)を「144,820円)に、「221,230円)を「227,550円)に、「231,210円)を「237,810円)に、「341,770円)を「351,540円)に、「401,830円)を「413,310円)に、「10,390円)を「10,690円)に、「14,490円)を「14,900円)に、「22,990円)を「23,650円)に、「24,040円)を「24,730円)に、「35,380円)を「36,390円)に、「12,490円)を「12,850円)に、「17,530円)を「18,030円)に、「27,510円)を「28,290円)に、「28,770円)を「29,590円)に、「42,630円)を「43,840円)に、「49,870円)を「51,300円)に、「13,650円)を「14,040円)に、「19,110円)を「19,650円)に、「29,920円)を「30,780円)に、「31,290円)を「32,180円)に、「46,090円)を「47,410円)に、「54,070円)を「55,620円)に、「16,170円)を「16,630円)に、「22,780円)を「23,430円)に、「35,800円)を「36,820円)に、「37,170円)を「38,230円)に、「55,120円)を「56,700円)に、「64,890円)を「66,740円)に、「17,220円)を「17,710円)に、「37,690円)を「38,770円)に、「39,270円)を「40,390円)に、「58,170円)を「59,830円)に、「20,470円)を「21,060円)に、「47,250円)を「48,600円)に、「69,720円)を「71,710円)に、「82,000円)を「84,340円)に、「17,740円)を「18,250円)に、「24,990円)を「25,700円)に、「39,160円)を「40,280円)に、「41,160円)を「42,330円)に、「60,690円)を「62,420円)に、「21,420円)を「22,030円)に、「30,130円)を「30,990円)に、「47,140円)を「48,490円)に、「49,240円)を「50,650円)に、「72,760円)を「74,840円)に、「19,320円)を「19,870円)に、「26,980円)を「27,750円)に、「44,620円)を「45,900円)に、「65,730円)を「67,600円)に、「23,100円)を「23,760円)に、「32,440円)を「33,370円)に、「51,030円)を「52,480円)に、「53,440円)を「54,970円)に、「78,750円)を「81,000円)に改め、同項第2号の表中「22,890円)を「23,540円)に、「11,440円)を「11,770円)に、「10,180円)を「10,470円)に、「5,770円)を「5,940円)に、「6,400円)を「6,580円)に、「3,780円)を「3,880円)に、「6,820円)を「7,020円)に、「4,030円)を「4,140円)に改め、同項第3号の表中「11,650円)を「11,980円)に、「16,480円)を「16,950円)に、「23,730円)を「24,400円)に、「24,150円)を「24,840円)に、「32,550円)を「33,480円)に、「39,480円)を「40,600円)に、「8,710円)を「8,960円)に、「13,440円)を「13,820円)に、「16,900円)を「17,380円)に、「17,430円)を「17,920円)に、「28,140円)を「28,940円)に、「5,040円)を「5,180円)に、「10,810円)を「11,120円)に、「11,020円)を「11,340円)に、「14,800円)を「15,220円)に、「18,270円)を「18,790円)に、「4,000円)を「4,110円)に、「5,940円)を「6,110円)に、「7,650円)を「7,870円)に、「8,330円)を「8,570円)に、「11,760円)を「12,090円)に、「14,280円)を「14,680円)に、「1,570円)を「1,620円)に、「2,310円)を「2,370円)に、「2,940円)

を「3,020円」に、「3,670円」を「3,780円」に、「4,510円」を「4,640円」に、「5,460円」を「5,610円」に、「7,030円」を「7,230円」に、「7,660円」を「7,880円」に、「13,120円」を「13,500円」に、「6,090円」を「6,260円」に、「8,400円」を「8,640円」に、「12,600円」を「12,960円」に、「15,750円」を「16,200円」に、「16,800円」を「17,280円」に、「23,100円」を「23,760円」に、「27,300円」を「28,080円」に、「5,540円」を「5,700円」に、「9,570円」を「9,840円」に、「11,880円」を「12,220円」に、「12,110円」を「12,460円」に、「16,260円」を「16,720円」に、「20,080円」を「20,660円」に、

「」を「」に、「」を「」に、

「1,380円」を「1,420円」に、「1,560円」を「1,600円」に、「1,750円」を「1,800円」に、「2,410円」を「2,480円」に、「500円」を「510円」に、「640円」を「650円」に、「890円」を「910円」に、「1,010円」を「1,040円」に、「1,140円」を「1,170円」に、「1,260円」を「1,290円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「3,360円」を「3,450円」に、「1,470円」を「1,510円」に、「2,520円」を「2,590円」に、「3,460円」を「3,560円」に、「4,930円」を「5,070円」に、「700円」を「720円」に、

「」を「」に、

「1,190円」を「1,230円」に、「1,430円」を「1,470円」に、「1,620円」を「1,670円」に、「2,290円」を「2,360円」に、

「」を「」に、

「1,210円」を「1,250円」に、「1,370円」を「1,410円」に、「1,940円」を「1,990円」に、

「」を「」に、「」を「」に、

「1,120円」を「1,150円」に、「1,270円」を「1,300円」に、「1,970円」を「2,030円」に、

「」を「」に、

「920円」を「950円」に、「1,440円」を「1,490円」に、「1,630円」を「1,680円」に、「2,240円」を「2,310円」に、「960円」を「990円」に、「1,240円」を「1,280円」に、「1,720円」を「1,770円」に、「1,950円」を「2,000円」に、「2,200円」を「2,260円」に、「3,030円」を「3,120円」に、「2,730円」を「2,800円」に、「3,880円」を「3,990円」に、「4,830円」を「4,960円」に、「5,980円」を「6,150円」に、「9,870円」を「10,150円」に改め、別表第2第2項の表中「15,240円」を「15,680円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 9 号

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例（平成16年和歌山県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

別表中「5,220円」を「5,370円」に、「6,960円」を「7,160円」に、「6,520円」を「6,700円」に、「10,350円」を「10,640円」に、「11,460円」を「11,790円」に、「15,120円」を「15,550円」に、「3,660円」を「3,760円」に、「4,880円」を「5,020円」に、「4,580円」を「4,710円」に、「7,260円」を「7,470円」に、「8,040円」を「8,270円」に、「10,610円」を「10,910円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「2,800円」を「2,880円」に、「2,630円」を「2,710円」に、「4,170円」を「4,290円」に、「4,620円」を「4,750円」に、「6,090円」を「6,260円」に、「4,380円」を「4,510円」に、「5,850円」を「6,020円」に、

「

5,480円

」を「

5,630円

」に、

「8,700円」を「8,950円」に、「9,630円」を「9,910円」に、「12,710円」を「13,070円」に、「16,160円」を「16,620円」に、「21,540円」を「22,160円」に、「20,200円」を「20,770円」に、「32,050円」を「32,970円」に、「35,480円」を「36,490円」に、「46,830円」を「48,160円」に、「24,240円」を「24,930円」に、「32,310円」を「33,240円」に、「30,300円」を「31,160円」に、「48,080円」を「49,450円」に、「53,220円」を「54,740円」に、「70,250円」を「72,260円」に、

「

830円

」を「

850円

」に、

「1,110円」を「1,140円」に、「1,040円」を「1,060円」に、「1,650円」を「1,700円」に、「1,830円」を「1,890円」に、「2,420円」を「2,490円」に、

「

800円

」を「

830円

」に、

「1,060円」を「1,090円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「1,580円」を「1,630円」に、「1,750円」を「1,800円」に、

「

2,310円

」を「

2,370円

」に、

「3,520円」を「3,620円」に、「4,690円」を「4,820円」に、「4,390円」を「4,510円」に、「6,980円」を「7,180円」に、「7,720円」を「7,940円」に、「10,190円」を「10,480円」に、「3,190円」を「3,280円」に、「4,250円」を「4,370円」に、「3,980円」を「4,090円」に、「6,320円」を「6,500円」に、「7,000円」を「7,200円」に、「9,240円」を「9,500円」に、「2,320円」を「2,380円」に、「3,090円」を「3,180円」に、「2,900円」を「2,990円」に、「4,600円」を「4,730円」に、「5,090円」を「5,230円」に、「6,720円」を「6,910円」に、「3,620円」を「3,720円」に、「4,830円」を「4,960円」に、「4,530円」を「4,660円」に、「7,180円」を「7,380円」に、「7,960円」を「8,180円」に、「10,500円」を「10,800円」に、「1,380円」を「1,420円」に、「1,840円」を「1,900円」に、「1,720円」を「1,770円」に、「2,740円」を「2,810円」に、「3,030円」を「3,120円」に、「3,990円」を「4,100円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第10号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表10の項中「から16の項までにおいて「条例」を「及び次項において「条例」に、「以下この項から16の項までにおいて「規則」を「次項において「規則」に改め、同表中12の項から15の項までを削り、16の項を12の項とし、17の項から42の項までを4項ずつ繰り上げ、同表43の項中「48の項」を「42の項」に、「47の項」を「41の項」に改め、同項を同表39の項とし、同表44の項中「48の項」を「42の項」に改め、同項を同表40の項とし、同表中45の項を41の項とし、46の項から78の項までを4項ずつ繰り上げ、同条第2項中「57の項(3)」を「53の項(3)」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県新しい公共支援基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第11号

和歌山県新しい公共支援基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

和歌山県新しい公共支援基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成23年和歌山県条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県青少年問題協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 6 年 3 月 2 0 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 1 2 号

和歌山県青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

和歌山県青少年問題協議会条例（昭和28年和歌山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「会長及び委員40人」を「委員20人」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 委員は、青少年問題に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

第 3 条中「但し」を「ただし」に改める。

第 4 条を次のように改める。

（会長及び副会長）

第 4 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
3 会長は、会務を総理する。
4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

第 5 条第 3 項中「および」を「及び」に改める。

第 8 条中「外」を「ほか」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第 1 条の和歌山県青少年問題協議会（以下「旧協議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の和歌山県青少年問題協議会条例（以下「新条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により新条例第 1 条の和歌山県青少年問題協議会（以下「新協議会」という。）の委員として任命されたものとみなす。この場合において、新協議会の委員として任命されたものとみなされる者の任期は、同日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧協議会の会長である者又は副会長である者は、それぞれこの条例の施行の日に、新条例第 4 条第 2 項の規定により新協議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

和歌山県立青少年の家設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 6 年 3 月 2 0 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 1 3 号

和歌山県立青少年の家設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立青少年の家設置及び管理条例（平成12年和歌山県条例第7号）の一部を次のように改正する。
第14条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

別表中「500円」を「510円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「1,300円」を「1,330円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて和歌山県立青少年の家に宿泊する者の当該宿泊に係る利用料金については、なお従前の例による。

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 1 4 号

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第22条の3」を「第20条」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 1 5 号

和歌山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第58号）の一部を次のように改正する。
第3条を削る。

第4条中「法第33条第2項」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条第2項」に改め、同条を第3条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

公立大学法人和歌山県立医科大学に係る地方独立行政法人法第44条第1項の条例で定める重要な財産を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 16 号

公立大学法人和歌山県立医科大学に係る地方独立行政法人法第44条第1項の条例で定める重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

公立大学法人和歌山県立医科大学に係る地方独立行政法人法第44条第1項の条例で定める重要な財産を定める条例（平成18年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立大学法人和歌山県立医科大学に係る重要な財産を定める条例

本則中「公立大学法人和歌山県立医科大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第44条第1項の」を「医科大学に係る法第44条第1項に規定する」に改め、本則を第3条とし、同条に見出しとして「（法第44条第1項に規定する条例で定める重要な財産）」を付し、同条の前に次の2条を加える。

（趣旨）

第1条 この条例は、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「医科大学」という。）に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項及び第44条第1項に規定する条例で定める重要な財産を定めるものとする。

（法第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産）

第2条 医科大学に係る法第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額が7,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 17 号

和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

和歌山県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年和歌山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「10,000分の9」を「100,000分の44」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 18 号

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表和歌山県登録販売者試験委員の項中「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年6月12日から施行する。

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 19 号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第24条」に、「第26条」を「第25条」に、「第27条」を「第26条」に、「第28条」を「第27条」に改める。

第12条第3項中「第21条第1項第1号から第10号まで、第22条第1項及び第3項第2号、第30条、第31条第3号並びに第32条」を「第20条第1項第1号から第10号まで、第21条第1項及び第3項第2号並びに第30条から第32条まで」に改める。

第17条第1項中「うち、」の次に「県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認められるものであって、同条第1号から第6号までに掲げるものと同等に」を加える。

第18条第3項中「第21条第1項第11号から第13号まで、第22条第2項及び第4項第2号、第28条、第29条」を「第20条第1項第11号から第13号まで、第21条第2項及び第4項第2号、第27条から第29条まで」に改め、「第31条第1号」を削る。

第19条に次の1号を加える。

(4) 知事指定薬物をみだりに使用し、又はみだりに使用する目的で所持し、購入し、若しくは譲り受けること。

第20条を削り、第21条を第20条とし、第22条を第21条とし、第23条を第22条とする。

第24条第2項中「第22条」を「第21条」に改め、同条を第23条とし、第25条を第24条とする。

第26条第2項第2号中「第23条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条を第25条とし、第27条を第26条とする。

第28条中「第22条第2項又は第4項」を「第21条第2項又は第4項」に、「第21条第1項第11号及び第

12号」を「第20条第1項第11号及び第12号」に改め、同条を第27条とする。

第29条第2号中「第22条第2項又は第4項」を「第21条第2項又は第4項」に、「第21条第1項第13号」を「第20条第1項第13号」に改め、同条を第28条とし、同条の次に次の1条を加える。

第29条 第19条第4号の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第30条第1号中「第22条第1項又は第3項」を「第21条第1項又は第3項」に、「第21条第1項第4号」を「第20条第1項第4号」に改め、同条第2号中「第25条第1項」を「第24条第1項」に改める。

第31条を次のように改める。

第31条 第20条第1項の規定による警告（同項第7号から第10号までに係るものに限る。）に従わない者は、5万円以下の過料に処する。

第32条中「第28条」を「第27条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

和歌山県営工業用水道事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 6 年 3 月 2 0 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第20号

和歌山県営工業用水道事業条例の一部を改正する条例

和歌山県営工業用水道事業条例（昭和34年和歌山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「1.05」を「100分の108」に改める。

第12条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「消火せん」を「消火栓」に改める。

第13条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の和歌山県営工業用水道事業条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続して供給している工業用水の供給に係る料金で、同日から平成26年4月30日までの間に額が確定するものについては、なお従前の例による。

和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 6 年 3 月 2 0 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 2 1 号

和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第57号）の一部を次のように改正する。
第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 6 年 3 月 2 0 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 2 2 号

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例（昭和59年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。
第15条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1項の表中「5,610円」を「5,770円」に、「7,460円」を「7,670円」に、「6,510円」を「6,690円」に、「11,550円」を「11,880円」に、「12,520円」を「12,880円」に、「15,430円」を「15,870円」に、「6,970円」を「7,170円」に、「9,260円」を「9,520円」に、「8,080円」を「8,310円」に、「14,590円」を「15,010円」に、「15,540円」を「15,980円」に、「19,420円」を「19,980円」に、「2,800円」を「2,880円」に、

「3,730円」を「3,840円」に、

「3,250円」を「3,340円」に、「5,770円」を「5,940円」に、「6,260円」を「6,440円」に、

「7,770円」を「7,990円」に、

「3,530円」を「3,630円」に、「4,690円」を「4,820円」に、「4,090円」を「4,210円」に、「7,240円」を「7,450円」に、「7,870円」を「8,100円」に、「9,660円」を「9,930円」に、「1,900円」を「1,950円」に、

「2,520円」を「2,590円」に、

「2,200円」を「2,260円」に、「3,880円」を「3,990円」に、「4,230円」を「4,350円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「2,350円」を「2,410円」に、「3,130円」を「3,220円」に、「2,730円」を「2,800円」に、「5,040円」を「5,180円」に、「5,260円」を「5,410円」に、「6,720円」を「6,910円」に、「3,980円」を「4,090円」に、「5,300円」を「5,450円」に、「4,620円」を「4,750円」に、「8,290円」を「8,530円」に、「8,890円」を「9,140円」に、「11,130円」を「11,440円」に、「5,070円」を「5,210円」に、「6,740円」を「6,930円」に、「5,880円」を「6,040円」に、「10,600円」を「10,900円」に、「11,310円」を「11,640円」に、「14,170円」を「14,580円」に、

「2,620円」を「2,700円」に、「3,490円」を「3,590円」に、「3,040円」を「3,130円」に、「5,460円」を「5,610円」に、「5,850円」を「6,020円」に、「7,140円」を「7,340円」に、「3,160円」を「3,250円」に、「4,210円」を「4,330円」に、「3,670円」を「3,780円」に、「7,070円」を「7,270円」に、「8,920円」を「9,180円」に、「1,990円」を「2,050円」に、「2,650円」を「2,730円」に、「2,310円」を「2,370円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「4,450円」を「4,570円」に、

「5,560円」を「5,720円」に、

「9,960円」を「10,240円」に、「13,240円」を「13,610円」に、「20,790円」を「21,380円」に、「22,220円」を「22,860円」に、「27,720円」を「28,510円」に、「13,940円」を「14,340円」に、「18,540円」を「19,070円」に、「16,170円」を「16,630円」に、「29,080円」を「29,910円」に、「31,110円」を「32,000円」に、「38,850円」を「39,960円」に、「15,930円」を「16,390円」に、「21,190円」を「21,800円」に、「18,480円」を「19,000円」に、「32,340円」を「33,260円」に、「35,560円」を「36,570円」に、「43,890円」を「45,140円」に、「22,900円」を「23,550円」に、「30,450円」を「31,320円」に、「26,560円」を「27,320円」に、「47,770円」を「49,140円」に、「51,100円」を「52,560円」に、「63,730円」を「65,550円」に、「2,980円」を「3,060円」に、「3,970円」を「4,090円」に、「3,460円」を「3,560円」に、「6,190円」を「6,370円」に、「6,660円」を「6,850円」に、「3,800円」を「3,900円」に、「5,060円」を「5,200円」に、「4,410円」を「4,530円」に、「7,980円」を「8,200円」に、「8,490円」を「8,730円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第23号

和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例

和歌山県特別会計条例（昭和39年和歌山県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「第23号）」の次に「第1条の規定」を、「」並びに」の次に「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第4条の規定による廃止前の」を加える。

附 則

この条例は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 2 4 号

和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例（昭和54年和歌山県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項中「き損」を「毀損」に改める。

別表第 1 項の表中「260円」を「270円」に改め、別表第 2 項の表中「520円」を「540円」に、「800円」を「830円」に、「1,330円」を「1,370円」に、「400円」を「410円」に、「920円」を「950円」に、「1,150円」を「1,180円」に、「1,960円」を「2,010円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「2,310円」を「2,370円」に、「1,440円」を「1,490円」に、「1,840円」を「1,900円」に、「3,230円」を「3,320円」に改め、別表第 3 項の表中「6,350円」を「6,530円」に改め、同表備考に次のように加える。

- 4 展示場に係る利用料金の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについては、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 2 5 号

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

和歌山県道路占用料徴収条例（昭和28年和歌山県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

占用料の額は、別表に定める額（消費税法（昭和63年法律第108号）第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについては、同表に定める額に100分の108を乗じて得た額）とする。この場合において、算定した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表によることができない場合については、同表に準じて、その都度知事が定める。

第 5 条中「のほか」を「ほか」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

	占 用 料
--	-------

占 用 物 件		単 位	所 在 地			
			第 2 級地	第 3 級地	第 4 級地	第 5 級地
法第32条第 1項第1号 に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき 1年	610	430	360	310
	第2種電柱		940	660	550	480
	第3種電柱		1,300	900	740	650
	第1種電話柱		550	390	320	280
	第2種電話柱		870	620	510	450
	第3種電話柱		1,200	850	700	620
	その他の柱類		55	39	32	28
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メー トルにつき 1年	5	4	3	3
	地下に設ける電線その他の線 類		3	2	2	2
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	540	380	310	270
地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メー トルにつき1 年	330	230	190	170	
変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1個につき 1年	1,100	770	640	560	

	郵便差出箱及び信書便差出箱		460	320	270	240
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,800	1,900	1,100	760
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,100	770	640	560
法第32条第 1 項第 2 号 に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	23	16	13	12
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		33	23	19	17
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		49	35	29	25
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		66	46	38	34
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		98	70	57	50
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130	93	76	67
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		230	160	130	120
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		330	230	190	170

	外径が 1 メートル以上のもの			660	460	380	340
法第32条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,100	770	640	560
法第32条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	Aに0.004を乗じて得た額				
		階数が 2 のもの		Aに0.007を乗じて得た額			
		階数が 3 以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額			
	上空に設ける通路			1,900	930	530	380
	地下に設ける通路			1,200	560	320	230
その他のもの			1,100	770	640	560	
法第32条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	38	19	11	8
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	380	190	110	76
令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	380	190	110	76
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	3,800	1,900	1,100	760

		年				
標識		1 本につき 1 年	870	620	510	450
旗ざお	祭礼、縁日その 他の催しに際し、 一時的に設ける もの	1 本につき 1 日	38	19	11	8
	その他のもの	1 本につき 1 月	380	190	110	76
幕（令第 7 条第 4 号に 掲げる工事 用施設であ るものを除 く。）	祭礼、縁日その 他の催しに際し、 一時的に設ける もの	その面積 1 平方メート ルにつき 1 日	38	19	11	8
	その他のもの	その面積 1 平方メート ルにつき 1 月	380	190	110	76
アーチ	車道を横断する もの	1 基につき 1 月	3,800	1,900	1,100	760
	その他のもの		1,900	930	530	380
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物		占用面積 1 平方メート	1,100	770	640	560
令第 7 条第 3 号に掲げる施設		ルにつき 1 年	Aに0.028を乗じて得た額			
令第 7 条第 4 号に掲げる工 事用施設及び同 条第 5 号に掲げる工 事用材料		占用面積 1 平方メート ルにつき 1	380	190	110	76

令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同 条第 7 号に掲げる施設		月	110	77	64	56
令第 7 条第 8 号に掲げ る施設	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年	Aに0.01 4 を乗じ て得た額	Aに0.01 6 を乗じ て得た額	Aに0.01 7 を乗じ て得た額	Aに0.02 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額			
令第 7 条第 9 号に掲げ る施設	建築物		Aに0.01 4 を乗じ て得た額	Aに0.01 6 を乗じ て得た額	Aに0.01 7 を乗じ て得た額	Aに0.02 を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.01 を乗じて 得た額	Aに0.01 1 を乗じ て得た額	Aに0.01 2 を乗じ て得た額	Aに0.01 4 を乗じ て得た額
令第 7 条第 10号に掲げ る施設及び 自動車駐車 場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.01 を乗じて 得た額	Aに0.01 1 を乗じ て得た額	Aに0.01 2 を乗じ て得た額	Aに0.01 4 を乗じ て得た額
令第 7 条第 11号に掲げ る応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの		Aに0.01 4 を乗じ て得た額	Aに0.01 6 を乗じ て得た額	Aに0.01 7 を乗じ て得た額	Aに0.02 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額			
令第 7 条第12号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額			
令第 7 条第	トンネルの上又は自動車専用		Aに0.01	Aに0.01	Aに0.01	Aに0.02

13号に掲げる施設	道路(高架のものに限る。)の 路面下に設けるもの	4 を乗じ て得た額	6 を乗じ て得た額	7 を乗じ て得た額	を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額			

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 所在地の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 第2級地 和歌山市
 - (2) 第3級地 海南市、有田市、御坊市、岩出市、湯浅町及び美浜町
 - (3) 第4級地 橋本市、新宮市、紀の川市、有田川町、日高町、由良町、白浜町、上富田町、太地町及び串本町
 - (4) 第5級地 田辺市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、広川町、印南町、みなべ町、日高川町、すさみ町、古座川町、那智勝浦町及び北山村
- 3 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 4 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下4において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 5 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下5において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 6 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 7 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 9 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

10 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 月未満であるとき、又はその期間に 1 月未満の端数があるときは、1 月として計算する。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 6 年 3 月 2 0 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 2 6 号

和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例（平成 9 年和歌山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第19条第 1 項中「き損」を「毀損」に改める。

別表第 2 中「640円」を「610円」に改め、同表備考 3 を次のように改める。

3 消費税法（昭和63年法律第108号）第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについて
の使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第 3 中「910円」を「870円」に、「560円」を「540円」に、「1,140円」を「1,090円」に、「370円」を「360円」に改め、同表備考に次のように加える。

4 利用料金の額（駐車場の利用料金の額を除く。）は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県河川法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 6 年 3 月 2 0 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 2 7 号

和歌山県河川法施行条例の一部を改正する条例

和歌山県河川法施行条例（平成12年和歌山県条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 4 中「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改め、同表備考に次のように加える。

5 4 の場合を除き、この表により算定した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第 2 備考 6 中「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改め、同表備考に次のように加える。

7 6 の場合を除き、この表により算定した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第 3 備考 4 中「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県河川小型船舶等係留施設設置及び管理条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 28 号

和歌山県河川小型船舶等係留施設設置及び管理条例

(設置)

第 1 条 小型船舶等の係留保管の秩序を確立することにより、河川の利用の適正化及び良好な生活環境の保全を図り、もって県民の福祉の増進に資するため、和歌山県河川小型船舶等係留施設（以下「河川係留施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 河川係留施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
土入川小型船舶等係留施設	和歌山市湊字中洲坪

(使用の許可)

第 3 条 河川係留施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 河川係留施設の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、河川係留施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用の制限等)

第 4 条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をした事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が許可を受けた使用の目的に反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又は知事の指示した事項に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。

- (4) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、河川係留施設の管理上特に必要があると認められるとき。

(使用料)

第 5 条 使用者は、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の定めるところにより、使用料を納めなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、河川係留施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 29 号

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第14条の表中「紀三井寺公園 紀三井寺緑地」を「紀三井寺公園」に改める。

別表第 1 中「陸上グラウンド」を「サッカー場」に改める。

別表第 2 第 1 項第 1 号の表備考 3 中「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改め、同表備考に次のように加える。

- 4 3 の場合を除き、この表により算定した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第 2 第 1 項第 2 号の表備考 3 中「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改め、同表備考に次のように加える。

- 4 3 の場合を除き、この表により算定した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第 2 第 2 項の表備考 3 中「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改め、同表備考 5 中「以下 5」を「以下 6」に改め、同表備考 5 を同表備考 6 とし、同表備考 4 中「以下 4」を「以下 5」に改め、同表備考 4 を同表備考 5 とし、同表備考 3 の次に次のように加える。

- 4 3 の場合を除き、この表により算定した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第 2 第 3 項の表中「640円」を「610円」に改め、同表備考 3 を次のように改める。

- 3 消費税法第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第 3 第 1 項第 1 号の表中「9,240円」を「9,500円」に、「13,860円」を「14,250円」に、「23,100円」を「23,760円」に、「14,550円」を「14,960円」に、「28,410円」を「29,220円」に、「33,890円」を「34,860円」に、「4,620円」を「4,750円」に、「6,930円」を「7,120円」に、「11,550円」を「11,880円」に、「7,280円」を「7,490円」に、「14,210円」を「14,620円」に、「16,950円」を「17,440円」に、「10,390円」を「10,690円」に、「17,320円」を「17,820円」に、「27,720円」を「28,510円」に、「15,160円」を「15,590円」に、「32,480円」を「33,410円」に、「42,880円」を「44,100円」に、「3,880円」を「3,990円」に、「6,510円」を「6,690円」に、「5,710円」を「5,870円」に、「12,220円」を「12,570円」に、「16,100円」を「16,560円」に、「2,620円」を「2,700円」に、「6,610円」を「6,800円」に、「3,400円」を「3,490円」に、「10,010円」を「10,300円」に、「3,460円」を「3,560円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「8,710円」を「8,960円」に、「1,890円」を「1,940円」に、「7,140円」を「7,340円」に、「10,600円」を「10,900円」に、「1,780円」を「1,830円」に、「4,300円」を「4,420円」に、「920円」を「950円」に、「3,540円」を「3,650円」に、「5,220円」を「5,370円」に、「4,500円」を「4,630円」に、「6,000円」を「6,170円」に、「10,500円」を「10,800円」に、「2,300円」を「2,360円」に、「8,300円」を「8,540円」に、「12,800円」を「13,160円」に、「2,200円」を「2,260円」に、「3,000円」を「3,080円」に、「5,200円」を「5,350円」に、「1,100円」を「1,130円」に、「4,100円」を「4,220円」に、「6,300円」を「6,480円」に、「820円」を「840円」に、

「1面1時間につき 410円」を

「1面1時間につき 420円」に改め、

同表備考 1 中「100分の10の額」の次に「(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加え、「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」に改め、同項第 2 号の表中「450円」を「460円」に、「600円」を「620円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「830円」を「850円」に、「1,280円」を「1,310円」に、「300円」を「310円」に、「520円」を「540円」に、「410円」を「420円」に、「630円」を「640円」に改め、同項第 3 号の表中

第 1 会議室	690円	920円	1,570円	340円	1,260円	1,910円	を
第 2 会議室	1,780円	2,310円	4,090円	870円	3,180円	4,960円	

陸上競技場特別会議室	840円	1,120円	1,910円	420円	1,520円	2,320円	に、
陸上競技場多目的室	1,830円	2,370円	4,210円	890円	3,270円	5,100円	
陸上競技場第 1 会議室	880円	1,170円	2,000円	440円	1,600円	2,440円	
陸上競技場第 2 会議室	1,830円	2,370円	4,210円	890円	3,270円	5,100円	
野球場 A 会議室	350円	470円	810円	170円	640円	980円	

野球場 B 会議室	990円	1,310円	2,250円	490円	1,800円	2,730円
-----------	------	--------	--------	------	--------	--------

「130円」を「140円」に、「5,770円」を「5,940円」に、「8,610円」を「8,850円」に、
「1回につき 800円」を
「1回につき 830円」に、
「拡声器」を「放送設備」に、「1,990円」を「2,050円」に、「1,360円」を「1,400円」に、「10,500円」を「10,800円」に、「600円」を「620円」に、「4,800円」を「4,940円」に、「26,500円」を「27,250円」に、「13,250円」を「13,620円」に、「6,630円」を「6,820円」に、「20,000円」を「20,570円」に、「10,000円」を「10,290円」に、
「1面1時間につき 800円」を
「1面1時間につき 830円」に改め、
同表備考1中「会議室」を「陸上競技場特別会議室、陸上競技場多目的室、陸上競技場第1会議室、陸上競技場第2会議室、野球場A会議室及び野球場B会議室」に、「260円」を「270円」に改め、別表第3第2項の表中「1,250円」を「1,280円」に、「370円」を「380円」に、「560円」を「580円」に改め、別表第3第3項の表中「1,250円」を「1,280円」に、「370円」を「380円」に、「560円」を「580円」に、「3,780円」を「3,880円」に改め、別表第3第4項の表中「3,930円」を「4,050円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「6,190円」を「6,370円」に、「9,180円」を「9,450円」に、「11,440円」を「11,770円」に、「15,380円」を「15,820円」に、「1,310円」を「1,350円」に、「1,770円」を「1,820円」に、「9,830円」を「10,110円」に、「13,130円」を「13,510円」に、「15,500円」を「15,950円」に、「22,960円」を「23,610円」に、「28,630円」を「29,450円」に、「38,460円」を「39,560円」に、「3,280円」を「3,380円」に、「4,430円」を「4,550円」に、「14,910円」を「15,330円」に、「19,870円」を「20,440円」に、「23,470円」を「24,140円」に、「34,770円」を「35,760円」に、「43,350円」を「44,590円」に、「58,250円」を「59,910円」に、「4,960円」を「5,100円」に、「6,700円」を「6,890円」に、「39,300円」を「40,420円」に、「52,500円」を「54,000円」に、「61,970円」を「63,740円」に、「91,800円」を「94,420円」に、「114,470円」を「117,740円」に、「153,770円」を「158,160円」に、「13,100円」を「13,470円」に、「17,700円」を「18,200円」に、「22,670円」を「2,750円」に、「3,570円」を「3,670円」に、「3,900円」を「4,010円」に、「6,240円」を「6,420円」に、「7,470円」を「7,680円」に、「10,150円」を「10,440円」に、「890円」を「910円」に、「1,110円」を「1,140円」に、「980円」を「1,010円」に、「1,320円」を「1,360円」に、
「1,440円」を「1,490円」に、
「2,290円」を「2,350円」に、「2,770円」を「2,850円」に、「3,740円」を「3,850円」に、
「320円」を「330円」に、
「400円」を「410円」に、「490円」を「500円」に、「660円」を「680円」に、「720円」を「74

0 円)に、「1,140円」を「1,170円」に、「1,380円」を「1,420円」に、「1,860円」を「1,920円」に、「160円」を「170円」に、

「700円」を「720円」に、「930円」を「960円」に、

「1,010円」を「1,040円」に、「1,630円」を「1,680円」に、「1,940円」を「1,990円」に、「2,640円」を「2,720円」に、

「290円」を「300円」に、

「2,200円」を「2,260円」に、「2,940円」を「3,020円」に、「3,210円」を「3,300円」に、「5,140円」を「5,290円」に、「6,150円」を「6,320円」に、「8,350円」を「8,590円」に、「730円」を「750円」に、

「910円」を「930円」に、

「1,360円」を「1,400円」に、

「1回につき 320円」を

「1回につき 330円」に、

「1,250円」を「1,280円」に、「370円」を「380円」に、「2,140円」を「2,200円」に、「陸上グラウンド」を「サッカー場」に、「1,760円」を「1,810円」に、「580円」を「600円」に改め、同表備考2中「陸上グラウンド」を「サッカー場」に改め、同表備考3中「100分の10の額」の次に「(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加え、「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」に改め、同表備考4中「260円」を「270円」に改め、同表備考7から備考9までの規定中「陸上グラウンド」を「サッカー場」に改め、別表第3第5項第1号アの表中「350円」を「360円」に、「180円」を「190円」に改め、同表備考2中「3,570円」を「3,670円」に、「1,890円」を「1,940円」に改め、同号イ中「180円」を「190円」に改め、同号ウの表中「13,020円」を「13,390円」に、「26,040円」を「26,780円」に、「39,060円」を「40,170円」に、「10,390円」を「10,690円」に、「36,430円」を「37,470円」に、「49,450円」を「50,860円」に、「6,510円」を「6,690円」に、「19,530円」を「20,080円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「18,270円」を「18,790円」に、「24,780円」を「25,480円」に改め、同表備考中「100分の10の額」の次に「(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加え、「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」に改め、同項第2号の表中「560円」を「580円」に改め、別表第3第6項第1号の表中「1,130円」を「1,160円」に、「1,690円」を「1,730円」に、「2,800円」を「2,880円」に、「1,050円」を「1,080円」に改め、同表備考1中「100分の10の額」の次に「(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加え、「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」に改め、同項第2号の表中「5,250円」を「5,400円」に、「6,990円」を「7,190円」に、「8,260円」を「8,490円」に、「12,240円」を「12,590円」に、

「15,240円」を「15,680円」に、「20,490円」を「21,080円」に、「1,750円」を「1,800円」に、「2,360円」を「2,430円」に、「13,130円」を「13,510円」に、「17,480円」を「17,980円」に、「20,660円」を「21,250円」に、「30,610円」を「31,490円」に、「38,140円」を「39,230円」に、「51,270円」を「52,730円」に、「4,380円」を「4,510円」に、「5,900円」を「6,060円」に、「19,870円」を「20,440円」に、「26,500円」を「27,250円」に、「31,310円」を「32,200円」に、「46,360円」を「47,690円」に、「57,800円」を「59,450円」に、「77,670円」を「79,890円」に、「6,620円」を「6,810円」に、「8,940円」を「9,200円」に、「52,500円」を「54,000円」に、「69,900円」を「71,900円」に、「82,620円」を「84,980円」に、「122,400円」を「125,900円」に、「152,520円」を「156,880円」に、「205,020円」を「210,880円」に、「17,500円」を「18,000円」に、「23,600円」を「24,270円」に、「650円」を「660円」に、

「870円」を「890円」に、

「1,020円」を「1,050円」に、「1,510円」を「1,550円」に、「1,890円」を「1,940円」に、「2,530円」を「2,600円」に、「290円」を「300円」に、「1,930円」を「1,980円」に、「2,570円」を「2,640円」に、「3,030円」を「3,120円」に、「4,500円」を「4,630円」に、「5,600円」を「5,760円」に、「7,520円」を「7,740円」に、「640円」を「650円」に、「1,360円」を「1,400円」に改め、同表備考3中「100分の10の額」の次に「(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加え、「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」に改め、同表備考4中「260円」を「270円」に改め、同項第3号の表中「260円」を「270円」に、「150円」を「160円」に改め、同項第4号の表中「3,060円」を「3,100円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第30号

和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例(昭和36年和歌山県条例第10号)の一部を次のように改正する。
第13条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1項の表中「3,880円」を「3,990円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「9,130円」を「9,390円」に、「2,620円」を「2,700円」に、「6,610円」を「6,800円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「4,720円」を「4,860円」に、「拡声器」を「放送設備」に、「1,360円」を「1,400円」に改め、同表備考1中「100分の10の額」の次に「(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加え、「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるとき

は、これを切り捨てた額)」に改め、別表第2項の表中「5,270円」を「5,420円」に、「7,120円」を「7,320円」に、「12,350円」を「12,710円」に、「3,540円」を「3,650円」に、「5,280円」を「5,430円」に、「8,970円」を「9,230円」に、「2,870円」を「2,950円」に、「3,530円」を「3,630円」に、「6,380円」を「6,560円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第31号

県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例

県民水泳場設置及び管理条例(昭和41年和歌山県条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「500円」を「510円」に、「700円」を「720円」に、「400円」を「410円」に改め、別表第2第2項中「400円」を「410円」に改め、同表第3項第1号の表中

「20,000円」を「20,570円」に、

「40,000円」を「41,140円」に、「60,000円」を「61,720円」に、「26,000円」を「26,750円」に、「66,000円」を「67,880円」に、「86,000円」を「88,460円」に、

「4,000円」を「4,110円」に、「8,000円」を「8,220円」に、

「12,000円」を「12,340円」に、「5,200円」を「5,350円」に、「13,200円」を「13,580円」に、「17,200円」を「17,690円」に、

「50,000円」を「51,420円」に、

「100,000円」を「102,850円」に、「150,000円」を「154,280円」に、

「65,000円」を「66,860円」に、

「165,000円」を「169,720円」に、「215,000円」を「221,150円」に、「10,000円」を「10,290円」に、「30,000円」を「30,860円」に、「13,000円」を「13,370円」に、「33,000円」を「33,940円」に、「43,000円」を「44,230円」に、「120,000円」を「123,430円」に、「180,000円」を「185,140円」に、「78,000円」を「80,230円」に、「198,000円」を「203,660円」に、「258,000円」を「265,370円」に、「24,000円」を「24,680円」に、「36,000円」を「37,030円」に、「15,600円」を「16,040円」に、「39,600円」を「40,730円」に、「51,600円」を「53,080円」に、「300,000円」を「308,570円」に、「450,000円」を「462,860円」に、「195,000円」を「200,570円」に、「495,000円」を「509,140円」に、「645,000円」を「663,430円」に、「90,000円」を「92,570円」に、「39,000円」を「4

0,120円」に、「99,000円」を「101,830円」に、「129,000円」を「132,680円」に改め、同項第2号の表中

「」を「」に、

「16,000円」を「16,450円」に、「24,000円」を「24,680円」に、「10,400円」を「10,700円」に、「26,400円」を「27,160円」に、「34,400円」を「35,390円」に、

「」を「」に、「」を「」に、

「」を「」に、

「2,600円」を「2,670円」に、「6,600円」を「6,790円」に、「8,600円」を「8,840円」に、

「」を「」に、

「40,000円」を「41,140円」に、「60,000円」を「61,720円」に、「26,000円」を「26,750円」に、「66,000円」を「67,880円」に、「86,000円」を「88,460円」に、

「」を「」に、

「10,000円」を「10,290円」に、「15,000円」を「15,430円」に、

「」を「」に、

「16,500円」を「16,970円」に、「21,500円」を「22,110円」に、「48,000円」を「49,370円」に、「72,000円」を「74,060円」に、「31,200円」を「32,090円」に、「79,200円」を「81,460円」に、「103,200円」を「106,150円」に、「12,000円」を「12,340円」に、「18,000円」を「18,520円」に、「7,800円」を「8,020円」に、「19,800円」を「20,360円」に、「25,800円」を「26,540円」に、「120,000円」を「123,430円」に、「180,000円」を「185,140円」に、「78,000円」を「80,230円」に、「198,000円」を「203,660円」に、「258,000円」を「265,370円」に、「30,000円」を「30,860円」に、「45,000円」を「46,280円」に、「19,500円」を「20,060円」に、「49,500円」を「50,920円」に、「64,500円」を「66,340円」に改め、別表第2第4項の表中「2,100円」を「2,160円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「6,300円」を「6,480円」に、「2,730円」を「2,800円」に、「6,930円」を「7,120円」に、「9,030円」を「9,280円」に、「800円」を「830円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第32号

和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例(平成11年和歌山県条例第17号)の一部を次のように改正する。
第15条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1項の表中「15,750円」を「16,200円」に、「21,000円」を「21,600円」に、「26,250円」を「27,000円」に、「36,750円」を「37,800円」に、「47,250円」を「48,600円」に、「63,000円」を「64,800円」に、「7,455円」を「7,660円」に、「18,900円」を「19,440円」に、「25,200円」を「25,920円」に、「31,500円」を「32,400円」に、「44,100円」を「45,360円」に、「56,700円」を「58,320円」に、「75,600円」を「77,760円」に、「8,925円」を「9,180円」に、「40,950円」を「42,120円」に、「54,600円」を「56,160円」に、「69,300円」を「71,280円」に、「95,550円」を「98,280円」に、「123,900円」を「127,440円」に、「164,850円」を「169,560円」に、「19,740円」を「20,300円」に、「49,350円」を「50,760円」に、「65,100円」を「66,960円」に、「82,950円」を「85,320円」に、「114,450円」を「117,720円」に、「148,050円」を「152,280円」に、「197,400円」を「203,040円」に、「23,625円」を「24,300円」に、「58,800円」を「60,480円」に、「78,750円」を「81,000円」に、「99,750円」を「102,600円」に、「137,550円」を「141,480円」に、「178,500円」を「183,600円」に、「237,300円」を「244,080円」に、「28,455円」を「29,260円」に、「70,350円」を「72,360円」に、「94,500円」を「97,200円」に、「119,700円」を「123,120円」に、「214,200円」を「220,320円」に、「284,550円」を「292,680円」に、「34,125円」を「35,100円」に、「85,050円」を「87,480円」に、「113,400円」を「116,640円」に、「142,800円」を「146,880円」に、「198,450円」を「204,120円」に、「256,200円」を「263,520円」に、「341,250円」を「351,000円」に、「40,740円」を「41,900円」に、「101,850円」を「104,760円」に、「136,500円」を「140,400円」に、「171,150円」を「176,040円」に、「238,350円」を「245,160円」に、「307,650円」を「316,440円」に、「409,500円」を「421,200円」に、「48,825円」を「50,220円」に、「122,850円」を「126,360円」に、「163,800円」を「168,480円」に、「204,750円」を「210,600円」に、「286,650円」を「294,840円」に、「368,550円」を「379,080円」に、「491,400円」を「505,440円」に、「58,485円」を「60,150円」に改め、別表第2項の表中「4,200円」を「4,320円」に、「6,300円」を「6,480円」に、「8,400円」を「8,640円」に、「10,500円」を「10,800円」に、「14,700円」を「15,120円」に、「18,900円」を「19,440円」に、「2,310円」を「2,370円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「7,350円」を「7,560円」に、「9,450円」を「9,720円」に、「12,600円」を「12,960円」に、「16,800円」を「17,280円」に、「22,050円」を「22,680円」に、「2,625円」を「2,700円」に、「11,550円」を「11,880円」に、「15,750円」を「16,200円」に、「27,300円」を「28,080円」に、「37,800円」を「38,800円」に、「49,350円」を「50,760円」に、「25,200円」を「25,920円」に、「33,600円」を「34,560円」に、「44,100円」を「45,360円」に、「58,800円」を「60,480円」に、「7,140円」を「7,340円」に、「23,100円」を「23,760円」に、「30,450円」を「31,320円」に、「39,900円」を「41,040円」に、「53,550円」を「55,080円」に、「70,350円」を「72,360円」に、「8,610円」を「8,850円」に、「21,000円」を「21,600円」に、「28,350円」を「29,160円」に、「35,700円」を「36,720円」に、「64,050円」

を「65,880円」に、「85,050円」を「87,480円」に、「10,185円」を「10,470円」に、「43,050円」を「44,280円」に、「76,650円」を「78,840円」に、「101,850円」を「104,760円」に、「12,285円」を「12,630円」に、「40,950円」を「42,120円」に、「51,450円」を「52,920円」に、「71,400円」を「73,440円」に、「92,400円」を「95,040円」に、「122,850円」を「126,360円」に改め、別表第3項の表中「2,835円」を「2,910円」に、「3,780円」を「3,880円」に、「4,935円」を「5,070円」に、「6,615円」を「6,800円」に、「8,715円」を「8,960円」に、「11,550円」を「11,880円」に、「3,465円」を「3,560円」に、「4,620円」を「4,750円」に、「5,775円」を「5,940円」に、「8,085円」を「8,310円」に、「10,395円」を「10,690円」に、「13,860円」を「14,250円」に改め、別表第4項の表中「1,575円」を「1,620円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「2,625円」を「2,700円」に、「3,675円」を「3,780円」に、「4,725円」を「4,860円」に、「6,300円」を「6,480円」に、「1,890円」を「1,940円」に、「2,520円」を「2,590円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「4,410円」を「4,530円」に、「5,670円」を「5,830円」に、「7,560円」を「7,770円」に改め、別表第5項の表中「1,260円」を「1,290円」に、「1,680円」を「1,720円」に、「2,310円」を「2,370円」に、「2,940円」を「3,020円」に、「3,990円」を「4,100円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「2,205円」を「2,260円」に、「3,675円」を「3,780円」に、「5,145円」を「5,290円」に、「6,615円」を「6,800円」に、「8,820円」を「9,070円」に、「2,835円」を「2,910円」に、「3,780円」を「3,880円」に、「4,725円」を「4,860円」に、「8,505円」を「8,740円」に、「11,340円」を「11,660円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第33号

和歌山県漁港管理条例の一部を改正する条例

和歌山県漁港管理条例(昭和41年和歌山県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「1.05」を「100分の108」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第13条の2第1項中「1.05」を「100分の108」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第24条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1第2項の表及び別表第2第2項の表中「さく類」を「柵類」に改める。

別表第3第1項の表備考7中「駐車場の」の次に「うち一般駐車場における一般駐車に係る」を加え、「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」に改め、別表第3第2項の表備考4中「100分の105を乗じて得た額」を「100分の

108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

南紀白浜空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 3 4 号

南紀白浜空港条例の一部を改正する条例

南紀白浜空港条例（昭和43年和歌山県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第16条中「1.05」を「100分の108」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第18条中「1.05」を「100分の108」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 3 5 号

和歌山県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例

和歌山県港湾占用料等徴収条例（平成12年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考5中「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改め、同表備考に次のように加える。

6 5の場合を除き、この表により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2備考4中「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 3 6 号

和歌山県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

和歌山県海岸占用料等徴収条例（平成12年和歌山県条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「さく類」を「柵類」に改め、同表備考6中「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改め、同表備考に次のように加える。

7 6の場合を除き、この表により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2備考4中「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県海底の土地使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第37号

和歌山県海底の土地使用料徴収条例の一部を改正する条例

和歌山県海底の土地使用料徴収条例（平成19年和歌山県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「さく類」を「柵類」に改め、同表備考6中「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改め、同表備考に次のように加える。

7 6の場合を除き、この表により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2備考4中「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第38号

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県職員定数条例（平成9年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「211人」を「221人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 39 号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「平成26年 3 月31日」を「平成27年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 40 号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項中「平成26年 3 月31日」を「平成27年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県立武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 41 号

和歌山県立武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立武道館設置及び管理条例（昭和44年和歌山県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項中「き損」を「毀損」に改める。

別表第 1 項の表中「1,020円」を「1,050円」に、「630円」を「640円」に、「510円」を「520円」に、「1,620円」を「1,670円」に、「1,140円」を「1,170円」に改め、別表第 2 項の表中「1,360円」を「1,400円」に、「320円」を「330円」に、「340円」を「350円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県立体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第42号

和歌山県立体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立体育館設置及び管理条例(昭和39年和歌山県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1項第1号の表中「7,870円」を「8,100円」に、「10,490円」を「10,780円」に、「12,400円」を「12,750円」に、「18,360円」を「18,880円」に、「22,890円」を「23,540円」に、「24,610円」を「25,310円」に、「2,620円」を「2,700円」に、「19,680円」を「20,250円」に、「26,230円」を「26,980円」に、「30,990円」を「31,880円」に、「45,910円」を「47,220円」に、「57,220円」を「58,860円」に、「76,900円」を「79,090円」に改め、同項第2号の表中「41,320円」を「42,500円」に、「55,090円」を「56,660円」に、「65,080円」を「66,940円」に、「96,410円」を「99,160円」に、「120,170円」を「123,600円」に、「161,490円」を「166,100円」に、「10,390円」を「10,690円」に、「27,550円」を「28,330円」に、「36,730円」を「37,780円」に、「43,380円」を「44,620円」に、「64,280円」を「66,110円」に、「80,110円」を「82,400円」に、「107,660円」を「110,740円」に、「7,870円」を「8,100円」に、「78,700円」を「80,950円」に、「104,930円」を「107,930円」に、「123,950円」を「127,490円」に、「183,630円」を「188,880円」に、「228,880円」を「235,420円」に、「307,580円」を「316,370円」に、「25,830円」を「26,560円」に改め、別表第2項の表中「1,570円」を「1,620円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「2,520円」を「2,590円」に、「3,670円」を「3,780円」に、「4,620円」を「4,750円」に、「6,190円」を「6,370円」に、「490円」を「500円」に、「5,460円」を「5,610円」に、「7,240円」を「7,450円」に、「8,920円」を「9,180円」に、「12,700円」を「13,060円」に、「16,170円」を「16,630円」に、「21,630円」を「22,240円」に、「1,990円」を「2,050円」に改め、別表第3項の表中「1,360円」を「1,400円」に、「2,730円」を「2,800円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「380円」を「390円」に、「1,570円」を「1,620円」に、「1,890円」を「1,940円」に、「3,460円」を「3,560円」に、「3,670円」を「3,780円」に、「5,350円」を「5,500円」に、「520円」を「540円」に改め、別表第4項の表中「3,250円」を「3,340円」に、「1,360円」を「1,400円」に、「320円」を「330円」に改め、別表備考3中「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」に改め、「100分の10の額」の次に「(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加え、「105分の100を乗じて得た額」を「108分の100を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」に改め、同表備考5中「2,250円」を「2,320円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「750円」を「770円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 43 号

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例の一部を改正する条例

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第86号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1項の表中「16,850円」を「17,330円」に、「22,460円」を「23,100円」に、「21,060円」を「21,660円」に、「33,410円」を「34,360円」に、「36,990円」を「38,040円」に、「48,830円」を「50,230円」に、「25,280円」を「26,000円」に、「33,690円」を「34,650円」に、「31,590円」を「32,490円」に、「50,120円」を「51,550円」に、「55,490円」を「57,070円」に、「73,250円」を「75,350円」に、「7,820円」を「8,040円」に、「10,430円」を「10,730円」に、「9,780円」を「10,060円」に、「15,510円」を「15,960円」に、「17,180円」を「17,670円」に、「22,680円」を「23,320円」に、「23,470円」を「24,140円」に、「31,300円」を「32,190円」に、「29,340円」を「30,180円」に、「46,550円」を「47,880円」に、「51,540円」を「53,010円」に、「68,040円」を「69,980円」に、「5,720円」を「5,880円」に、「7,630円」を「7,850円」に、「7,150円」を「7,350円」に、「11,350円」を「11,670円」に、「12,560円」を「12,920円」に、「16,590円」を「17,060円」に、「3,330円」を「3,430円」に、「4,440円」を「4,560円」に、「4,170円」を「4,290円」に、「6,600円」を「6,790円」に、「7,320円」を「7,530円」に、「9,660円」を「9,930円」に、「3,590円」を「3,690円」に、「4,780円」を「4,920円」に、「4,490円」を「4,620円」に、「7,110円」を「7,320円」に、「7,880円」を「8,110円」に、「10,400円」を「10,700円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「2,800円」を「2,880円」に、「2,630円」を「2,710円」に、「4,620円」を「4,750円」に、「6,090円」を「6,260円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「5,600円」を「5,760円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「8,330円」を「8,570円」に、「9,220円」を「9,490円」に、「12,180円」を「12,520円」に、「3,770円」を「3,870円」に、「5,020円」を「5,170円」に、「4,710円」を「4,840円」に、「7,470円」を「7,680円」に、「8,270円」を「8,510円」に、「10,920円」を「11,230円」に、「8,110円」を「8,340円」に、「7,610円」を「7,830円」に、「12,070円」を「12,420円」に、「13,360円」を「13,740円」に、「17,640円」を「18,140円」に、「6,670円」を「6,860円」に、「8,890円」を「9,140円」に、「13,230円」を「13,600円」に、「14,640円」を「15,060円」に、「19,320円」を「19,870円」に、「5,560円」を「5,720円」に、「5,210円」を「5,360円」に、「9,150円」を「9,410円」に、「12,080円」を「12,430円」に、「3,480円」を「3,580円」に、

「

4,640円

」を「

4,770円

」に、

「4,350円」を「4,480円」に、「6,900円」を「7,100円」に、

「

」を「

」に、

「10,080円」を「10,360円」に改め、別表第2項の表中「42,000円」を「43,200円」に、「50,400円」を「51,840円」に、「124,950円」を「128,520円」に、「12,600円」を「12,960円」に、「60,900円」を「62,640円」に、「150,150円」を「154,440円」に、「15,750円」を「16,200円」に、「109,200円」を「112,320円」に、「131,250円」を「135,000円」に、「327,600円」を「336,960円」に、「32,550円」を「33,480円」に、「157,500円」を「162,000円」に、「393,750円」を「405,000円」に、「39,900円」を「41,040円」に、「189,000円」を「194,400円」に、「471,450円」を「484,920円」に、「47,250円」を「48,600円」に、「226,800円」を「233,280円」に、「565,950円」を「582,120円」に、「56,700円」を「58,320円」に、「271,950円」を「279,720円」に、「679,350円」を「698,760円」に、「68,250円」を「70,200円」に、「326,550円」を「335,880円」に、「815,850円」を「839,160円」に、「81,900円」を「84,240円」に、「392,700円」を「403,920円」に、「979,650円」を「1,007,640円」に、「98,700円」を「101,520円」に、「6,300円」を「6,480円」に、「7,350円」を「7,560円」に、「18,900円」を「19,440円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「8,400円」を「8,640円」に、「23,100円」を「23,760円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「16,800円」を「17,280円」に、「1,570円」を「1,620円」に、「2,620円」を「2,700円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「3,670円」を「3,780円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「11,550円」を「11,880円」に改め、別表第3項の表中「11,470円」を「11,800円」に、「15,300円」を「15,740円」に、「19,890円」を「20,460円」に、「24,090円」を「24,780円」に、「31,670円」を「32,580円」に、「37,330円」を「38,400円」に、

「

」を「

」に、

「13,760円」を「14,150円」に、「18,360円」を「18,880円」に、「23,870円」を「24,550円」に、「28,910円」を「29,740円」に、「38,000円」を「39,080円」に、「44,800円」を「46,080円」に、「5,500円」を「5,650円」に、「28,680円」を「29,500円」に、「38,250円」を「39,340円」に、「49,730円」を「51,150円」に、「60,240円」を「61,970円」に、「79,180円」を「81,440円」に、「93,330円」を「96,000円」に、「34,420円」を「35,410円」に、「45,900円」を「47,210円」に、「59,680円」を「61,380円」に、「72,290円」を「74,350円」に、「95,020円」を「97,740円」に、「112,000円」を「115,200円」に、「13,770円」を「14,160円」に、「43,010円」を「44,240円」に、「57,380円」を「59,020円」に、「74,590円」を「76,720円」に、「90,350円」を「92,930円」に、「118,770円」を「122,160円」に、「139,980円」を「143,980円」に、「17,200円」を「17,700円」に、「51,610円」を「53,090円」に、「68,860円」を「70,830円」に、「89,510円」を「92,070円」に、「108,420円」を「111,520円」に、「142,520円」を「146,590円」に、「167,980円」を「172,780円」に、「20,640円」を「21,230

円」に、「71,690円」を「73,740円」に、「95,630円」を「98,360円」に、「124,320円」を「127,870円」に、「150,590円」を「154,890円」に、「197,960円」を「203,620円」に、「233,310円」を「239,970円」に、「86,030円」を「88,490円」に、「114,760円」を「118,040円」に、「149,180円」を「153,440円」に、「180,710円」を「185,870円」に、「237,550円」を「244,330円」に、「279,970円」を「287,970円」に、「34,410円」を「35,400円」に、「4,990円」を「5,140円」に、「6,660円」を「6,850円」に、「8,660円」を「8,910円」に、「10,490円」を「10,780円」に、「13,790円」を「14,190円」に、「16,250円」を「16,710円」に、

「2,000円」を「2,060円」に、

「5,990円」を「6,160円」に、「7,990円」を「8,210円」に、「10,390円」を「10,690円」に、「12,590円」を「12,940円」に、「16,550円」を「17,030円」に、「19,500円」を「20,060円」に、「2,400円」を「2,470円」に、「19,960円」を「20,530円」に、「26,640円」を「27,410円」に、「34,630円」を「35,620円」に、「41,940円」を「43,140円」に、「55,140円」を「56,720円」に、「64,980円」を「66,840円」に、

「7,980円」を「8,200円」に、

「23,950円」を「24,630円」に、「31,970円」を「32,880円」に、「41,560円」を「42,750円」に、「50,330円」を「51,770円」に、「66,170円」を「68,060円」に、「77,980円」を「80,210円」に、「9,580円」を「9,860円」に、「29,940円」を「30,800円」に、「39,960円」を「41,100円」に、「51,950円」を「53,430円」に、「62,910円」を「64,710円」に、「82,720円」を「85,090円」に、「97,480円」を「100,260円」に、「11,980円」を「12,320円」に、「35,930円」を「36,950円」に、「47,950円」を「49,320円」に、「62,340円」を「64,130円」に、「75,490円」を「77,650円」に、「99,260円」を「102,100円」に、「116,980円」を「120,320円」に、「14,370円」を「14,780円」に、「12,480円」を「12,840円」に、「16,650円」を「17,120円」に、「21,650円」を「22,260円」に、「26,220円」を「26,970円」に、「34,470円」を「35,450円」に、「40,620円」を「41,780円」に、「14,980円」を「15,410円」に、「19,980円」を「20,550円」に、「25,980円」を「26,730円」に、「31,460円」を「32,360円」に、「41,360円」を「42,540円」に、「48,740円」を「50,130円」に、「49,900円」を「51,330円」に、「66,600円」を「68,500円」に、「86,580円」を「89,050円」に、「104,850円」を「107,840円」に、「137,860円」を「141,800円」に、「162,460円」を「167,100円」に、「59,880円」を「61,590円」に、「79,920円」を「82,200円」に、「103,900円」を「106,870円」に、「125,820円」を「129,410円」に、「165,430円」を「170,160円」に、「194,950円」を「200,520円」に、「4,560円」を「4,690円」に、「6,080円」を「6,250円」に、「7,900円」を「8,130円」に、「12,580円」を「12,940円」に、「14,830円」を「15,260円」に、「1,820円」を「1,870円」に、「5,470円」を「5,620円」に、「7,300円」を「7,510円」に、「9,480円」を「9,750円」に、「11,500円」を「11,830円」に、「1

5,100円」を「15,540円」に、「17,800円」を「18,310円」に、「2,190円」を「2,250円」に改め、同表備考7中「(昭和23年法律第178号)」を削り、別表第4項の表中「7,000円」を「7,200円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 6 年 3 月 2 0 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第44号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例(昭和31年和歌山県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「2,193人」を「2,177人」に改め、同条第3号中「1,046人」を「1,047人」に改める。

第4条第1号中「4,035人」を「3,958人」に、「2,383人」を「2,335人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 6 年 3 月 2 0 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第45号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 6 年 3 月 2 0 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第46号

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

和歌山県地方警察職員定員条例(昭和32年和歌山県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 前項第3号に掲げる職員(警察官に限る。)が職務に復帰した場合において、職員の人員が第1項第

1号に定める定員を超えることとなるときは、復帰の日から1年を超えない期間に限り、当該職務に復帰した職員を同号に定める定員の外に置くことができる。

付則に次の1項を加える。

- 4 第2条第1項の規定にかかわらず、警察官の定員は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては同項第1号に定める人員に15人を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては同号に定める人員に27人を加えた人員とする。この場合において、警察官の階級別の人員は、この項前段に規定する人員を加えた後の警察官の定員に応じて警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条に規定する階級別定員の基準に従い算出した人員とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 20 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 47 号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号を次のように改める。

(1) 高等学校

ア 全日制 1人につき年額 118,800円

イ 定時制

(ア) 単位制によらない課程

a 1単位から5単位まで 1人につき年額 8,700円

b 6単位から10単位まで 1人につき年額 17,400円

c 11単位から15単位まで 1人につき年額 26,100円

d 16単位以上 1人につき年額 32,400円

(イ) 単位制による課程

1単位につき年額 1,740円

ウ 通信制

1単位につき履修期間2年まで 336円

1単位の履修期間2年を超えるときは、
超えた期間2年又は2年未満につき336
円を加算する。

エ 専攻科

1人につき年額 118,800円

別表第1第1項備考中「高等学校の定時制（聴講生に限る。）若しくは専攻科、」を削り、同表第3項を次のように改める。

3 寄宿舎使用料

(1) 高等学校

1人につき月額 440円

(2) 農業大学校 1 人につき月額 440円

別表第 1 第 5 項を次のように改める。

5 県営住宅及び特定公共賃貸住宅敷地駐車場使用料

(1) 和歌山市の区域に所在するもの 1 区画につき月額 3,150円

(2) 和歌山市以外の市の区域（田辺市鮎川及び田辺市中辺路町栗栖川の区域を除く。）に所在するもの 1 区画につき月額 2,520円

(3) 前 2 号に掲げる区域以外の区域に所在するもの 1 区画につき月額 2,210円

別表第 1 第 12 項第 1 号の表中「4,860円」を「5,000円」に、「6,480円」を「6,670円」に、「10,200円」を「10,490円」に、「4,470円」を「4,600円」に、「5,960円」を「6,130円」に、「9,380円」を「9,650円」に、「15,260円」を「15,700円」に、「20,350円」を「20,930円」に、「32,050円」を「32,970円」に、「5,810円」を「5,980円」に、「7,750円」を「7,970円」に、「12,200円」を「12,540円」に、「15,540円」を「15,980円」に、「20,730円」を「21,330円」に、「32,640円」を「33,570円」に、「10,820円」を「11,130円」に、「13,440円」を「13,820円」に、「21,170円」を「21,780円」に、「6,720円」を「6,910円」に、「8,960円」を「9,220円」に、「14,110円」を「14,510円」に、「14,280円」を「14,680円」に、「19,040円」を「19,590円」に、「30,000円」を「30,860円」に、「9,520円」を「9,790円」に、「12,690円」を「13,050円」に、「20,000円」を「20,570円」に改め、別表第 1 第 22 項第 1 号の表中「7,400円」を「7,610円」に、「14,820円」を「15,240円」に、「11,100円」を「11,420円」に、「20,000円」を「20,570円」に、「23,320円」を「23,980円」に、「29,990円」を「30,850円」に、「22,230円」を「22,870円」に、「16,650円」を「17,120円」に、「30,000円」を「30,860円」に、「34,990円」を「35,990円」に、「44,980円」を「46,260円」に、「4,940円」を「5,080円」に、「9,870円」を「10,150円」に、「13,330円」を「13,710円」に、「15,540円」を「15,980円」に、「19,990円」を「20,560円」に改め、別表第 1 第 23 項第 1 号中「1,500円」を「1,540円」に改め、同表第 24 項第 1 号中「1,000円」を「1,030円」に改め、同表第 25 項中「450円」を「460円」に改め、同表第 26 項中「600円」を「620円」に改め、同表第 27 項から第 31 項までを次のように改める。

27から30まで 削除

31 河川小型船舶等係留施設使用料

種 別	単 位	金 額
浮棧橋方式	占有する水域 1 平方メートル又はその端数ごとに 1 月につき	305円
浮棧橋方式以外の方式	船舶の長さ 1 メートル又はその端数ごとに 1 月につき	972円

備考

1 使用期間が 1 月に満たないとき、又はその使用期間に 1 月に満たない端数があるときは、1 月と

して計算する。

- 2 使用料の額は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第1第32項第2号の表中「920円」を「950円」に、「640円」を「650円」に改め、同表備考3中「消費税法」の次に「（昭和63年法律第108号）」を加え、「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改め、別表第1第33項の表備考5中「100分の105を乗じて得た額」を「100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改める。

別表第2第2項第1号ア(カ)中「91,000円」を「92,000円」に改め、同号イ(キ)中「岩盤タンク」を「浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（(カ)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（(カ)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンク」に改め、同号イ(キ) a 中「820,000円」を「830,000円」に改め、同号イ(キ) b 中「990,000円」を「1,010,000円」に改め、同号イ(キ) c 中「1,100,000円」を「1,120,000円」に改め、同号イ(キ) d 中「1,400,000円」を「1,420,000円」に改め、同号イ(キ) e 中「1,640,000円」を「1,660,000円」に改め、同号イ(キ) f 中「3,850,000円」を「3,880,000円」に改め、同号イ(キ) g 中「5,090,000円」を「5,100,000円」に改め、同号イ中(カ)を(キ)とし、(カ)から(キ)までを(カ)から(キ)までとし、同号イ(キ)の次に次のように加える。

(カ) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

a 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1 件につき	1,130,000円
b 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1 件につき	1,340,000円
c 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1 件につき	1,500,000円
d 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1 件につき	1,830,000円
e 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1 件につき	2,140,000円
f 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1 件につき	4,350,000円
g 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1 件につき	5,570,000円
h 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1 件につき	6,770,000円

別表第2第2項第1号ウ(カ) e 中「91,000円」を「92,000円」に改め、同項第5号エ(カ)中「950,000円」

を「990,000円」に改め、同号エ(カ)中「1,650,000円」を「1,720,000円」に改め、同号エ(カ)中「3,180,000円」を「3,320,000円」に改め、同号エ(キ)中「3,890,000円」を「4,060,000円」に改め、同号エ(ク)中「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同項第12号ア(イ)中「410,000円」を「430,000円」に改め、同号ア(エ)中「920,000円」を「960,000円」に改め、同号ア(カ)中「1,160,000円」を「1,210,000円」に改め、同号ア(カ)中「2,830,000円」を「2,950,000円」に改め、同号ア(キ)中「3,470,000円」を「3,620,000円」に改め、同号ア(ク)中「4,000,000円」を「4,170,000円」に改め、同表第9項第3号中「2,800円」を「2,900円」に改め、同表第11項第1号中「この備考」を「この号及び次号」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下この項において「政令」という。)」を「政令」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下この項において「政令」という。)第21条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査

1件につき

2,400円

備考 指定試験機関が行う保育士試験の全部の免除の申請に対する審査を受けようとする者は、手数料を当該指定試験機関に納めなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

別表第2第15項第5号ア中「16,500円」を「17,900円」に改め、同号イの表中「テクニカルイラストレーション 建築図面製作」を「テクニカルイラストレーション」に、「12,100円」を「13,100円」に、「13,700円」を「14,900円」に、「紳士服製造 竹工芸」を「紳士服製造」に、「工業包装 ビル設備管理」を「工業包装」に、「工場板金 工業彫刻」を「工場板金」に、「金属研磨仕上げ 切削工具研削 製材のこ目立て」を「切削工具研削」に、「家庭用電気治療器調整 自動販売機調整」を「自動販売機調整 産業車両整備」に、「時計修理 眼鏡レンズ加工」を「時計修理」に、「空気圧装置組立て 織機調整」を「空気圧装置組立て」に、「布はく縫製 木工機械整備」を「布はく縫製」に、「強化プラスチック成形 ガラス製品製造 ほうろう加工 ファインセラミックス製品製造」を「強化プラスチック成形」に、「れんが積み エーエルシーパネル施工 コンクリート積みブロック施工 畳製作 浴槽設備施工」を「エーエルシーパネル施工 畳製作」に、「内装仕上げ施工 スレート施工」を「内装仕上げ施工」に、「化学分析 漆器製造」を「化学分析」に、「16,500円」を「17,900円」に改め、別表第2第34項第1号の表運転免許試験手数料(法第89条第1項の規定による運転免許試験を受けようとする者)の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験の項から特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の項までの規定及び大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の項中「第97条の2第1項第3号」の次に「又は第5号」を加え、同表検査手数料(法第89条第2項の規定による検査(以下この項において「検査」という。)を受けようとする者)の部中「第89条第2項」を「第89条第3項」に改め、別表第2第34項第5号エ中「19,000円」を「20,000円」に改める。

別表第3第1項第1号中「第20条の10第1項」を「第20条の10」に改め、同項第2号中「第700条の15

第 2 項」を「第 144 条の 21 第 2 項」に改め、同項第 3 号中「第 56 条の 7 第 6 項」を「第 43 条の 15 第 5 項」に改め、同表第 3 項第 1 号ア(7)中「1,380円」を「1,420円」に改め、同号ア(イ)中「4,400円」を「4,520円」に改め、同号イ(7)中「9,400円」を「9,670円」に改め、同号イ(イ) a 中「13,340円」を「13,720円」に改め、同号イ(イ) b 中「83,160円」を「85,530円」に改め、同号イ(イ) c 中「245,120円」を「252,120円」に改め、同号イ(イ) a 中「1,880円」を「1,930円」に改め、同号イ(イ) b 中「2,620円」を「2,700円」に改め、同号イ(イ) c 中「3,780円」を「3,880円」に改め、同号イ(エ)中「1,380円」を「1,420円」に改め、同号イ(イ)中「3,520円」を「3,620円」に改め、同号イ(カ)中「8,490円」を「8,730円」に改め、同号イ(キ)中「15,700円」を「16,150円」に改め、同号ウ(7)中「9,690円」を「9,960円」に改め、同号ウ(イ)中「97,140円」を「99,920円」に改め、同号エ(イ)中「4,780円」を「4,920円」に改め、同号オ(7)中「7,300円」を「7,510円」に改め、同号オ(イ) a 中「1,880円」を「1,930円」に改め、同号オ(イ) b 中「2,380円」を「2,450円」に改め、同号オ(イ) c 中「3,780円」を「3,880円」に改め、同号オ(イ) d 中「2,260円」を「2,330円」に改め、同号オ(イ) e 中「3,270円」を「3,360円」に、「1,050円」を「1,080円」に改め、同号オ(イ)中「2,380円」を「2,450円」に改め、同号オ(エ)中「2,770円」を「2,850円」に改め、同号オ(カ)中「5,540円」を「5,700円」に改め、同号オ(カ)中「13,860円」を「14,250円」に改め、同号オ(キ)中「37,410円」を「38,480円」に改め、同号カ中「14,860円」を「15,290円」に改め、同号キ(7)中「700円」を「720円」に改め、同号キ(イ)及び(イ)中「400円」を「410円」に改め、同項第 5 号ア中「2,570円」を「2,640円」に改め、同号イ中「第 35 条第 2 項」を「第 35 条第 3 項」に改め、同号イ(7)中「350円」を「360円」に改め、同号ウ中「ねこ」を「猫」に改め、同表第 4 項第 1 号カ(エ)中「第 36 条の 4 第 1 項」を「第 36 条の 8 第 1 項」に改め、同号カ(イ)中「第 36 条の 4 第 2 項」を「第 36 条の 8 第 2 項」に改め、同号コ中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同項第 2 号ウ(イ)中「第 4 条第 2 項」を「第 4 条第 4 項」に改め、同表第 6 項第 1 号ア中「1,990円」を「2,050円」に改め、同号イ中「4,620円」を「4,750円」に改め、同項第 2 号ア(7)中「4,510円」を「4,640円」に改め、同号ア(イ)中「6,720円」を「6,910円」に改め、同号イ(7) a 中「11,450円」を「11,780円」に改め、同号イ(7) b 中「7,770円」を「7,990円」に改め、同号イ(イ)中「4,620円」を「4,750円」に改め、同号イ(イ) a 中「5,250円」を「5,400円」に改め、同号イ(イ) b 中「7,560円」を「7,770円」に改め、同号イ(エ)中「3,570円」を「3,670円」に改め、同号ウ(7)中「10,180円」を「10,470円」に改め、同号ウ(イ)中「5,140円」を「5,290円」に改め、同号エ(7)中「15,230円」を「15,660円」に改め、同号エ(イ) a 中「7,670円」を「7,880円」に改め、同号エ(イ) b 中「9,560円」を「9,830円」に改め、同号エ(イ) c 中「9,870円」を「10,150円」に改め、同号エ(イ)中「18,480円」を「19,000円」に改め、同号オ(7) a 中「7,980円」を「8,200円」に改め、同号オ(7) b 中「5,040円」を「5,180円」に改め、同号オ(7) c 中「19,430円」を「19,990円」に改め、同号オ(7) d 中「3,050円」を「3,140円」に改め、同号オ(イ)中「6,420円」を「6,600円」に改め、同号オ(イ) a 及び b 中「5,560円」を「5,720円」に改め、同号オ(イ) c 中「6,930円」を「7,120円」に改め、同号オ(エ)中「76,960円」を「79,160円」に改め、同号カ(7)中「9,130円」を「9,390円」に改め、同号カ(イ) a 中「14,590円」を「15,010円」に改め、同号カ(イ) b 中「21,840円」を「22,460円」に改め、同号カ(イ) a 中「16,700円」を「17,170円」に改め、同号カ(イ) b 中「24,570円」を「25,270円」に改め、同号カ(エ) a 中「15,540円」を「15,980円」に改め、同号カ(エ) b 中「23,420円」を「24,080円」に

改め、同号カ(カ) a 中「64,470円」を「66,310円」に改め、同号カ(カ) b 中「82,850円」を「85,210円」に改め、同号キ(キ)及び(イ) a 中「6,090円」を「6,260円」に改め、同号キ(イ) b 中「8,720円」を「8,960円」に改め、同号ク中「14,590円」を「15,010円」に改め、同号ケ中「3,780円」を「3,880円」に改め、同項第3号ア(ア) a 中「3,150円」を「3,240円」に改め、同号ア(ア) b 中「1,780円」を「1,830円」に改め、同号ア(ア) c 中「1,470円」を「1,510円」に改め、同号ア(ア) d 中「3,050円」を「3,140円」に改め、同号ア(ア) e 中「3,040円」を「3,130円」に改め、同号ア(イ)中「3,250円」を「3,340円」に改め、同号ア(カ) a 中「1,470円」を「1,510円」に改め、同号ア(カ) b 中「3,050円」を「3,140円」に改め、同号ア(カ) c 中「520円」を「540円」に改め、同号ア(カ) d 中「1,150円」を「1,180円」に改め、同号ア(エ) a 中「3,050円」を「3,140円」に改め、同号ア(エ) b 中「1,150円」を「1,180円」に改め、同号ア(カ)中「4,620円」を「4,750円」に改め、同号ア(カ)中「1,150円」を「1,180円」に改め、同号イ(イ)中「1,890円」を「1,940円」に改め、同号イ(イ)中「1,780円」を「1,830円」に改め、同号イ(カ)中「2,940円」を「3,020円」に、「2,100円」を「2,160円」に改め、同号ウ(ア)中「2,100円」を「2,160円」に改め、同号ウ(イ)中「2,310円」を「2,370円」に改め、同号エ中「2,200円」を「2,260円」に改め、同号オ(ア) a 中「3,250円」を「3,340円」に改め、同号オ(ア) b 中「5,140円」を「5,290円」に改め、同号オ(ア) c 中「4,310円」を「4,420円」に改め、同号オ(イ) a 中「7,350円」を「7,560円」に改め、同号オ(イ) b 中「19,530円」を「20,080円」に改め、同号カ中「3,800円」を「3,900円」に改め、同項第4号ア中「8,510円」を「8,740円」に改め、同号イ中「9,770円」を「10,040円」に改め、同号ウ中「16,490円」を「16,950円」に改め、同項第5号中「14,280円」を「14,680円」に、「4,310円」を「4,420円」に改め、同項第18号ア(ア)中「520円」を「540円」に改め、同号ア(イ)中「740円」を「750円」に改め、同号イ中「310円」を「320円」に改め、同号を同項第19号とし、同項第17号中「1,990円」を「2,050円」に改め、同号を同項第18号とし、同項第16号ア中「6,300円」を「6,480円」に改め、同号イ中「5,670円」を「5,830円」に改め、同号を同項第17号とし、同項第15号ア中「3,360円」を「3,450円」に改め、同号イ中「1,890円」を「1,940円」に改め、同号ウ中「8,290円」を「8,530円」に改め、同号エ中「1,360円」を「1,400円」に改め、同号オ中「5,150円」を「5,290円」に改め、同号カ中「2,420円」を「2,480円」に、「1,580円」を「1,620円」に改め、同号キ中「3,570円」を「3,670円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第14号ア(ア)及び(イ)中「3,180円」を「3,270円」に改め、同号ア(カ)中「400円」を「420円」に改め、同号イ中「3,050円」を「3,130円」に改め、同号ウ中「3,260円」を「3,340円」に改め、同号エ中「3,570円」を「3,670円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第13号ア(ア)中「3,670円」を「3,780円」に改め、同号ア(イ)中「6,300円」を「6,480円」に改め、同号ア(カ)中「10,190円」を「10,480円」に改め、同号ア(エ)中「2,940円」を「3,020円」に改め、同号ア(カ)中「9,870円」を「10,150円」に改め、同号ア(カ)中「9,980円」を「10,260円」に改め、同号ア(カ)中「6,190円」を「6,370円」に改め、同号イ(ア) a 中「2,200円」を「2,260円」に改め、同号イ(ア) b 中「2,840円」を「2,920円」に改め、同号イ(ア) c 中「2,100円」を「2,160円」に改め、同号イ(ア) d 中「2,310円」を「2,370円」に改め、同号イ(ア) e 中「1,990円」を「2,050円」に改め、同号イ(ア) f 中「3,360円」を「3,450円」に改め、同号イ(ア) g 中「4,200円」を「4,320円」に改め、同号イ(ア) h 中「6,300円」を「6,480円」に改め、同号イ(ア) i 中「3,040円」を「3,130円」に改め、同号イ(イ)中「3,990円」を「4,100円」に改め、同号

イ(ウ)中「2,200円」を「2,260円」に改め、同号イ(エ) a 中「5,350円」を「5,500円」に改め、同号イ(エ) b 中「3,250円」を「3,340円」に改め、同号イ(カ) a 中「2,830円」を「2,910円」に改め、同号イ(カ) b 中「3,680円」を「3,790円」に改め、同号イ(カ)中「4,090円」を「4,210円」に改め、同号イ(キ)中「4,620円」を「4,750円」に改め、同号イ(ク)中「4,090円」を「4,210円」に改め、同号イ(ケ) a 中「1,890円」を「1,940円」に改め、同号イ(ケ) b 中「3,050円」を「3,140円」に改め、同号イ(ケ) c 中「1,890円」を「1,940円」に改め、同号イ(ケ) d 中「740円」を「750円」に改め、同号イ(コ)中「1,050円」を「1,080円」に改め、同号イ(ク)中「1,470円」を「1,510円」に改め、同号イ(ク)中「5,780円」を「5,950円」に改め、同号イ(ク)中「4,310円」を「4,420円」に改め、同号イ(ケ)中「3,920円」を「4,030円」に改め、同号イ(ウ)中「4,890円」を「5,030円」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 熱物性測定

a 接触冷温感	1 試料 1 測定につき	3,500円
b 保温性、熱伝導率	1 試料 1 項目につき	5,290円

別表第 3 第 6 項第 13 号ウ(ア) a 中「1,150円」を「1,180円」に改め、同号ウ(ア) b 中「2,410円」を「2,480円」に改め、同号ウ(イ)中「2,830円」を「2,910円」に改め、同号ウ(イ)中「1,580円」を「1,620円」に改め、同号ウ(ロ)中「3,250円」を「3,340円」に改め、同号ウ(ロ) a 中「3,670円」を「3,780円」に改め、同号ウ(ロ) b 中「4,410円」を「4,530円」に改め、同号ウ(ロ)中「2,100円」を「2,160円」に改め、同号ウ(ハ)中「3,670円」を「3,780円」に改め、同号ウ(ハ)中「19,300円」を「19,860円」に改め、同号ウ(ハ)中「2,840円」を「2,910円」に改め、同号ウ(ニ)中「8,610円」を「8,850円」に改め、同号ウ(ホ)中「4,510円」を「4,640円」に改め、同号エ(ア)中「1,780円」を「1,830円」に改め、同号エ(イ)中「3,800円」を「3,900円」に改め、同号オ(ア)中「6,190円」を「6,370円」に改め、同号オ(イ)中「10,080円」を「10,360円」に改め、同号カ(ア) a 中「1,680円」を「1,720円」に改め、同号カ(ア) b 及び c 中「1,260円」を「1,290円」に改め、同号カ(ア) d 中「1,470円」を「1,510円」に改め、同号カ(ア) e 中「950円」を「970円」に改め、同号カ(ア) f 中「1,580円」を「1,620円」に改め、同号カ(ア) g 中「1,160円」を「1,180円」に改め、同号カ(ア) h 中「840円」を「860円」に改め、同号カ(ア) i 中「1,260円」を「1,290円」に改め、同号カ(イ) a 中「1,780円」を「1,830円」に改め、同号カ(イ) b 中「1,260円」を「1,290円」に改め、同号カ(イ) c 中「1,990円」を「2,050円」に改め、同号カ(イ) d 中「1,780円」を「1,830円」に改め、同号カ(イ) e 中「4,300円」を「4,420円」に改め、同号カ(イ) f 中「1,470円」を「1,510円」に改め、同号カ(イ) g 中「5,780円」を「5,940円」に改め、同号カ(イ) a 中「1,890円」を「1,940円」に改め、同号カ(イ) b 中「3,050円」を「3,130円」に改め、同号カ(イ) c 中「740円」を「750円」に改め、同号キ(ア)中「1,790円」を「1,830円」に改め、同号キ(イ)中「2,940円」を「3,020円」に改め、同号キ(ウ)中「5,560円」を「5,720円」に改め、同号ク中「3,570円」を「3,670円」に改め、同号を同項第 14 号とし、同項第 12 号ア(ア)中「60,270円」を「61,990円」に改め、同号ア(イ)中「119,600円」を「123,020円」に改め、同号イ中「14,390円」を「14,800円」に改め、同号を同項第 13 号とし、同項第 11 号ア中「1,150円」を「1,180円」に改め、同号イ中「2,520円」を「2,590円」に改め、同号ウ中「6,400円」を「6,580円」に改め、同号を同項第 12 号とし、同項第 10 号ア(ア)中「3,990円」を「4,100円」に改め、同号ア(イ)中「4,620円」を「4,750円」に改め、同号イ(ア)中「3,990円」を「4,100円」に改め、同号イ(イ)中「4,62

0円」を「4,750円」に改め、同号ウ中「3,780円」を「3,880円」に改め、同号エ(ア)中「3,150円」を「3,240円」に、「1,790円」を「1,830円」に改め、同号エ(イ)中「13,440円」を「13,820円」に、「7,880円」を「8,100円」に改め、同号オ(ア)中「950円」を「970円」に、「420円」を「430円」に改め、同号オ(イ)中「1,580円」を「1,620円」に、「1,050円」を「1,080円」に改め、同号カ中「1,370円」を「1,400円」に、「1,050円」を「1,080円」に改め、同号キ中「3,800円」を「3,900円」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号ア中「4,100円」を「4,220円」に改め、同号イ(ア)中「22,790円」を「23,430円」に改め、同号イ(イ)中「4,730円」を「4,860円」に改め、同号ウ中「2,840円」を「2,910円」に改め、同号エ中「1,680円」を「1,720円」に改め、同号オ中「5,150円」を「5,290円」に改め、同号に次のように加え、同号を同項第10号とする。

カ 太陽電池分光感度測定 1 試料につき 2,190円

別表第3第6項第8号ア中「2,520円」を「2,590円」に改め、同号イ中「1,890円」を「1,940円」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号ア(ア)及び(イ)中「1,050円」を「1,080円」に改め、同号ア(ウ)中「2,520円」を「2,590円」に改め、同号イ(ア)中「4,520円」を「4,650円」に改め、同号イ(イ)中「5,350円」を「5,500円」に改め、同号イ(ウ)中「3,150円」を「3,240円」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 粘弾性測定

(ア) DMA 1 試料につき 8,850円

(イ) レオメーター 1 試料につき 13,940円

別表第3第6項第7号エ中「11,000円」を「11,310円」に、「3,140円」を「3,240円」に改め、同号オ中「3,800円」を「3,900円」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号ア(ア)中「2,520円」を「2,590円」に改め、同号ア(イ)a中「2,620円」を「2,700円」に改め、同号ア(イ)b中「5,140円」を「5,290円」に改め、同号イ(ア)中「2,620円」を「2,700円」に改め、同号イ(イ)中「4,620円」を「4,750円」に改め、同号イ(ウ)中「3,670円」を「3,780円」に改め、同号イ(エ)中「2,410円」を「2,480円」に改め、同号イに次のように加える。

(オ) 光沢度測定 1 試料につき 840円

別表第3第6項第6号ウ中「4,830円」を「4,960円」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) レーザー顕微鏡試験 1 時間につき 3,070円

別表第3第6項備考1(1)中「630円」を「640円」に改め、同項備考1(2)中「730円」を「750円」に改め、同項備考2中「1,900円」を「1,950円」に改め、同表第8項第4号を次のように改める。

(4) 削除

別表第3第9項第1号ア中「1,400円」を「1,440円」に改め、同号イ中「3,600円」を「3,700円」に改め、同号ウ中「7,700円」を「7,920円」に改め、同号エ中「8,800円」を「9,060円」に改め、同号オ中「33,200円」を「34,140円」に改め、同号キ中「6,700円」を「6,900円」に改め、同表第12項第1号中「940円」を「970円」に改め、同項第3号中「1,260円」を「1,290円」に改め、同項第7号ア中「310円」を「320円」に、「52,500円」を「54,000円」に改め、同号イ中「1,050円」を「1,080円」

に、「10,500円」を「10,800円」に改め、同項第12号中「第30条第1項」を「第31条第1項」に、「第30条第2項」を「第31条第2項」に改め、同表第13項第12号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同表第18項中「400円」を「410円」に改め、同項を同表第20項とし、同表第17項の次に次の2項を加える。

18 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第22条第2項の規定
に基づく謄写に係る書類の写しの交付 1枚につき 10円

19 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する
法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第127条第4項の規定に基
づく謄写に係る書類の写しの交付 1枚につき 10円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める
日から施行する。

(1) 別表第2第15項第5号イの表の改正規定（「12,100円」を「13,100円」に、「13,700円」を「14,9
00円」に改める部分及び「16,500円」を「17,900円」に改める部分を除く。）、別表第3第1項の改
正規定、同表第3項第5号イの改正規定（「第35条第2項」を「第35条第3項」に改める部分に限
る。）並びに同号ウ、同表第4項第1号コ、同表第8項第4号及び同表第12項第12号の改正規定 公
布の日

(2) 別表第1第27項から第31項までの改正規定 平成26年6月1日

(3) 別表第3第4項第1号カ(㉔)及び(㉕)並びに同項第2号ウ(㉖)の改正規定 平成26年6月12日

(4) 別表第2第34項第1号の表の改正規定 道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）
の施行の日

（経過措置）

2 改正後の別表第1第1項第1号の規定は、平成26年度以降に入学した者から適用し、平成25年度以前
に入学した者については、なお従前の例による。